

研究ノート

県民所得統計の発展と県民所得標準方式

後 藤 文 治

目 次

- 一 序言——この研究ノートとりまとめの主旨
- 二 国民所得統計との関連からみた  
県民所得統計発展の意義と重要性
  - 1 各国における国民所得統計の普及発展
  - 2 わが国における県民所得統計の発展とその意義
  - 3 地域別国民所得統計としてみた県民所得統計の  
発展の重要性
- 三 県民所得統計の発展過程
  - 1 発展時期Ⅰ（準備時期）
  - 2 発展時期Ⅱ（普及時期）
  - 3 発展時期Ⅲ（整備時期）
- 四 発展時期Ⅳ（拡充時期）
  - 1 国民所得標準方式の意義と役割
  - 2 県民所得標準方式の意義と役割
  - 3 県民所得標準方式の策定および改訂の沿革と経緯  
（以上本号掲載）
- 五 県民所得標準方式とその問題点
- 六 県民所得統計の発展の現状と将来の方向  
（注）第五章以下については、現在経済企画庁において  
策定中である「新県民所得標準方式最終案」の決定  
をまっして、本稿の最終とりまとめを行ない、そのう  
えで本誌に掲載する予定であるが、本稿執筆の主要

な目的はむしろその残された部分に含まれている。

## 一 序言—この研究ノート とりまとめの主旨

国民所得の理論と統計は、互いに刺激を与えながら、近年目覚ましい発展を遂げてきたが、世界各国における国民所得統計の普及発展の現状についてみると、先進国から新興後進国に及ぶほとんどの国において、国民所得統計が国の公式統計として作成され、経済政策・経済計画の立案や効果判定のための基礎資料として利用されており、また一般にも公表されて、学界における経済理論の設定や検証のための分析資料として、あるいは、実業界における事業経営方針の決定や遂行のための参考指標としてなど、いろいろな利用目的のために、民間の各界各層からも幅広く利用されるようになってい

る。

わが国においても、戦後、国民所得の理論や統計が急速に普及発展し、国民所得の基本的な考え方や計数は国民一般の経済常識となってきたほど、今日では広範囲にわたって普及され、ひきつづき急速な発展の一途をたどっている。

### 県民所得統計の発展と県民所得標準方式（後藤）

この国民所得統計の普及発展に加えて、わが国においては、都道府県（以下たんに県と略称）の県民所得統計が顕著な発展を示しているが、このことはわが国所得統計の顕著な発展を示すものとして、とくに注目に値する。この県民所得統計の作成は、国民所得統計の普及発展のあとに続いて、すでに戦後初期の頃から着手されるようになり、現在まで二十余年にわたる普及発展の沿革を有するが、作成当事者の各県の積極的な努力の傾注や一般利用者の関心の増大により、今後さらに飛躍的な発展が期待されている。この県民所得統計の普及発展に関連して、さらに付言すべきことは、市町村段階における市町村民所得統計の普及発展についてであるが、県民所得統計の普及発展のあとに続き、すでに数多くの市町村によってそれぞれの市町村民所得統計の作成が開発されており、しかも年ごとに、その市町村の数が増加しているなどの事実についても、あわせて注目されるのである。

この県民所得統計や市町村民所得統計は、いわば地域別国民所得統計にあたるものであるが、そのような統計が県や市町村という国内の小区域の段階においてすでに戦後早くから作成され、国内の全域にわたって普及発展を遂げつつあるな

どの事実は諸外国にその例をみないところである。もし強いてその類例を求めるとするならば、僅かに、米国における州民所得や韓国における道民所得ぐらいのものであるが、しかし、前者は州当局によって作成されたものではなく、国の中央当局により、全州画一的な方法により、大まかに推計され、しかも個人所得を主な推計対象としたものに過ぎず、後者は、ここ二年ほど以前から、生産所得や分配所得を推計対象系列として、ようやくその緒についたに過ぎないものである。それらに対して、わが国の県民所得統計は、普及発展の歴史や段階、計算体系や精度などからみて、きわめてかけ離れた水準に到達しており、比較の対象とするには、現在のところあまりにも大きな差を示しているといっても過言ではない。このような事情からみて、わが国の県民所得統計や市町村所得統計ないし地域別国民所得統計の普及発展は、わが国の独壇場として、世界に誇ってもよい実績を挙げているのであって、きわめて喜ばしいことである。

しかしながら、これらの県民所得統計や市町村民所得統計がその作成の意義を発揮し、その利用価値を増すためには、県際間の比較や市町村際間の比較の可能性がもっとも重要な

課題となってくる。それとともに、そのような比較可能性に十分に具備し、発揮するためには、県別あるいは市町村別に、それぞれ自主的に作成される所得統計に対して、標準化と精度の向上とが車の両輪のような意味をもって要請されることになる。この要請に応えるために、各県や各市町村に対する統一的基準として、県民所得ないし市町村民所得の標準方式が策定され、つぎつぎと改訂されてきたのであるが、この標準方式がわが国の県民所得統計ないし市町村民所得統計の普及発展を推進し、その方向づけを行なってきたのであって、その意義と役割は各県、市町村の作成当事者はもちろん各方面の統計利用者によってきわめて高く評価されている。筆者は、本学に奉職するまで、経済企画庁において、長年にわたり、わが国の国民所得統計作成の直接的な責任を負ってきたかたわら、各県の県民所得統計の側面的指導や県民所得標準方式策定の推進や、さらにそれらを通じて間接的には、市町村民所得統計の指導にあたってきた経験を有するのであるが、その間において、国民所得統計および県民所得統計、市町村民所得統計にわたる所得統計全般を対象としながら、理論と実際の統一・融合に関する研究に努めてきた。こ

のような研究は、筆者個人の将来にわたる独自の研究課題としてもちつづけるつもりであるが、本字に転じたのを機会に、学問的な視点を基調として再出発し、よりいっそう多面的な研究を開発していきたいと考えているわけである。

この研究ノートは、右に述べたような研究をとりまとめいくための一つの準備段階として、とくに県民所得統計の問題をとりあげ、その普及発展と県民所得標準方式の関連に関する事実の経過を記述することに主眼を置いて、一応のとりまとめを行なったものに過ぎず、それ以上を意図したものである。したがって、この研究ノート自体においては、筆者個人の見解や研究成果を開陳することは、最初から意図されてなく、それらの問題については、これらの準備をひとまず終えたあとに続く本格的研究の段階での課題として残されている。

この種の研究ノートが筆者個人の研究準備としてだけでなく、県民所得統計に新しく関心を寄せられるようになった初心の研究者の方々に対して、何らかのご参考になれば望外の幸いである。

本稿の執筆に利用した一般参考資料

県民所得統計の発展と県民所得標準方式（後藤）

「国民所得資料月報」	昭和30年2月 第五七号	経済審議庁調査部国民所得課編
「国民所得資料月報」	昭和31年7月 第七四号	経済企画庁調査部国民所得課編
「国民所得資料月報」	昭和33年5月 第九十四号	経済企画庁調査局国民所得課編
「国民所得の知識」	昭和43年初版 日経文庫	浅野義光・後藤文治共著
「県民所得統計」（昭和30—35年）	昭和38年5月 至誠堂刊	経済企画庁経済研究所国民所得部編
「戦後経済史・国民所得編」	昭和38年10月 大蔵省印刷局	経済企画庁戦後経済史編纂室編
「国民所得白書」（昭和29年度—40年度各版）	各年度 大蔵省印刷局	経済企画庁刊
「新国民所得読本」	昭和41年9月 至誠堂刊	後藤文治編
「県民所得統計」（昭和30—40年）	昭和43年2月 至誠堂刊	経済企画庁経済研究所国民所得部編
「県民所得の標準方式改訂案」（第一次—第五次案）	昭和42—44年 騰写資料	経済企画庁経済研究所国民所得部編
「各種関係資料」	各年次 騰写資料	経済企画庁経済研究所国民所得部編
「県民所得年次報告書」	各年次 各都道府県別	各都道府県統計主管課編
「県民所得関係各種資料」（騰写）	各年	経済企画庁経済研究所国民所得部および前身機構にかかるもの
「県民所得報告書」（活版）	各年	各都道府県編

## 二 国民所得統計との関連からみた

### 県民所得統計発展の意義と重要性

県民所得という概念は、もともと国民所得概念を県という範囲に適用したものであるので、この県民所得概念を対象とする県民所得統計は、国民所得概念とする国民所得統計と、所得概念を共通の統計対象とし、同一基準の計算方式や統計体系によって構成されるべきものであり、同時に、国とそれを構成する県という関係で、相互に密接に連絡されるべきものである。そして、このような関係に視点を向けるときに、県民所得統計は地域別国民所得統計としての意義や性格をもつものであることが容易に理解されてくるであろう。

国民所得統計に対し、このような関連をもった県民所得統計の発展は、実際の見地からみても、国民所得統計の発展に追隨してきたという関係や傾向にあるので、県民所得統計の発展の意義や重要性について論及する場合、まず国民所得統計の発展との関連からみることが必要であり、またそれが適切である。

## 1 各国における国民所得統計の

### 普及発展

近年、世界各国では、国民所得理論の進展と相まって、国民所得統計が目覚ましい普及発展を示し、すでに序言の中で一言したように、国の経済政策や経済計画の策定およびその効果判定のために、欠くことのできない基礎資料として、その果たす意義や役割は、年とともにひろく認識されるに至っている。

したがって、この国民所得統計は、現在では先進国はもとより、新興後進国に至るまで、世界のほとんどの国で作成されており、しかも多くの場合政府自らの手によって經常的に作成され、かつ公表されるのが通例となっているが、その利用の面についてみると、たんに政府自身の利用目的に供されるばかりでなく、一般に対してもあまねく公表されるようになったことにより、学界においては、経済理論の設定や検証あるいは経済分析の要具として、また民間各界からは、企業経営分析や市場分析のための重要経済指標やその他いろいろの目的のために、広範囲に及んで利用されるようになってお

り、さらには、国民各層を問わず、日常経済問題を論ずる場合、それがどのようなレベルで論じられようとも、常に中心課題としてとりあげられるまでになつては、今日では、国民所得に関する考え方や統計の見方は、社会的な経済常識として普及されつつあるといつてよい。

このような国民所得統計について、その作成を意義あらしめ、その精度や利用度を向上させるためには、当然のことながら、国際比較の可能性が不可欠の要件となる。そのような見地から、国連当局では、各国からの要望のもとに、戦後早くから、国民所得推計のための国際標準方式案を用意して各国に提示するとともに、各国の国民所得推計の発展に即応して、内容の改訂や補充を加えてきたが、それによって、国際的段階における国民所得統計の整備改善や普及発展に大きな貢献をなしてきたうえ、将来の発展方向についても、基本的な指針や示唆を与えてきた功績は大きい。とくに最近における国民所得国際標準方式の発展整備の経緯についていえば、一九六八年三月国連統計委員会において最終的な採択がなされた新国民所得勘定標準方式 (Proposals for the Revision

of the SNA, U. N., 1968- *Studies in Methods Series F No.2.*

国民所得統計の発展と国民所得標準方式 (後藤)

Rev. 3) は、三カ年にわたる国際的レベルでの学術的研究や実面からの検討を経てとりまとめられたものであるが、各国の専門家や関係者からは、国民所得勘定の将来の発展方向を示す、水準の高いガイドラインとして評価され、各国の今後の努力目標を示唆するものとして受け取られている。

わが国においても、国民所得統計の作成は、戦前すでにその萌芽をみていたが、戦後占領軍当局の勧告もあって、急速に発展の契機を得、当初米国の国民所得統計作成方式や右に述べた国連の国民所得勘定標準方式案を一応の基準と目しながら、わが国の統計事情や利用条件に照応した国民所得統計の作成やその整備改善が進められてきた。とくに最近についていえば、昭和四十一年度に新方式による大幅改訂が行なわれたが、これについては、わが国の国民所得統計の画期的改善整備をはかるために、経済企画庁長官の臨時諮問機関として設けられた国民経済計算調査委員会 (昭和三十四年—三十六年・会長有沢広巳東大名誉教授) および国民経済計算審議会 (昭和三十八年—三十九年・会長上記の有沢氏) の提案や勧告によって基本方向が示されたのであった。

この改善整備によって、わが国の国民所得統計は世界の先

進国に比べて一応遜色のない水準にまで到達するに至ったが、その結果、精度の向上や国際比較の可能性の増大により、きわめて高率の利用度をかち得るとともに、わが国経済の驚異的な成長や急激な構造変化をとらえるための基礎的な経済指標として、その有用性は一段と向上するに至った。

しかしながら、国民所得の理論や分析方法の分野における発展はまさに日進月歩の感を呈しており、その面からの国民所得統計のよりいっそうの拡充整備に対する要請がすでに強く現われており、国民所得の理論と統計は互いに刺激し合いながら、限らない発展を遂げるものと思われる。そして、将来におけるその発展の基本的方向としては、前述の国連・新国民所得勘定標準方式立案の基本的構想となっている国民経済計算の統合化の推進を措いては考えられないであろう。

(注) 本章に関する参考資料

- 「国民所得統計年報」 昭和四十一年 経済企画庁編  
年度版 昭和四十四年 大蔵省印刷局刊
- 「国民所得年次報告」 昭和四十年 経済企画庁(その前身を  
版から二十六 含む)編  
年度版にさか のぼる 大蔵省印刷局刊
- 「国民所得の白書」
- 「国民経済計算の改善 昭和四十二年 国民経済計算審議会答申  
に関する方策」 三月 経済企画庁編

「国民経済計算調査委員会報告書」 昭和三十七年 国民経済計算調査委員会  
答申 経済企画庁編

「新国民所得統計」 昭和四十一年 後藤文治編  
九月

「国民所得の知識」 昭和三十七年 日本経済新聞社  
初版 昭和四十四年 日経文庫刊  
十二版

「市町村民所得の推 現広島県統計課長  
計」と利用 石国直治案

National Income Statistics, UN, 「国民所得統計年鑑」国連統計委員会

A System of National Accounts and Supporting Tables, UN-1952 (ISNA)

A System of National Accounts, UN-1968 (新SNA)

## 2 わが国における県民所得統計の

### 発展とその意義

国民所得統計のこのような普及発展のあとに続いて、わが国では県民所得統計が刮目すべき発展を示している。県民所得統計の発表の沿革や時期区分の詳細については、次の章で述べることとするが、戦後初期の頃に、早くも一部の県によって着手された県民所得推計は、数年ならずして全県に普及し、その後各県の発展過程については若干の差異は認めざる

を得ないにしても、共通の目標を目指して互いに影響を与えながら発展を続け、すでに二十年以上にわたる歴史を有するに至っている。

この県民所得統計は、あたかも国における国民所得統計と同じ意義や役割をもつて、県の段階において作成され、利用されている。すなわち、県民所得統計の作成は県の自主的事業として作成され、まず第一に、県当局による地方自治行政の運営のための、重要な経済資料として利用されているのであるが、そのみならず、地域経済問題に関心をもつ民間各界各層の利用者にとつても、きわめて貴重な、興味ある地域経済統計として評価され、年々その利用が上昇してきていることが注目される。

このような意義や役割を根底にもつた県民所得統計は、当然のことながら、国民所得統計と同一基準の概念内容や計算体系にもとづいて作成され、両者の密接な連繋のうえで、利用することができてこそ、その真価を認められるものである。このことは同時に、国民所得統計を中心として、各県の県民所得統計の間においても、相互比較いかえれば県際比較の可能性が要請されることを意味する。このような理由から

#### 県民所得統計の発展と県民所得標準方式（後藤）

ら、現行県民所得統計が各県自身の自主的事業として行なわれているという事情のもとにおいて、各県それぞれの県民所得統計作成の基礎となる諸統計項目の概念内容や表章形式などの規定について、県際間の統一化ないし標準化の推進が各県共通の要請としてあらわれて来ざるを得なかった。

この県民所得統計の県際間の標準化の問題は、さきに述べた国民所得統計の国際間の標準化の問題と軌を一にするものであり、その推進の経緯や方法も、両者とも似たような脈絡をもつて進められてきている。すなわち、このことを実際について述べると、国民所得統計は、本来各国独自の立場で作成されてはいるが、国際比較の必要性に対する各国共通の認識に基づき、国連提示の国民所得標準方式を基準として、できるだけそれに接近するように、各国が積極的な努力を続けているということによって、その国際標準化の推進が行なわれているのに対し、県民所得統計は、本来各県の自主的立場で開発されてきたものであるが、県際比較の必要性に対する各県共通の要請に基づき、経済企画庁提示の県民所得標準方式を基準として、各県が自県の県民所得統計の整備を行なってきたということによって、県際標準化が推進されてい



るのである。そして、そのような国民所得あるいは県民所得標準方式そのものの策定や改訂においても、前者の場合は国連が、後者の場合は経済企画庁が事務局を担当し、国際的あるいは県際的な地域別ブロック会議などによる、各国あるいは各県共同の研究や検討を通して行なわれているなど、国と県の違いはあっても、似通った事情がみられるのである。

この県民所得統計作成のための標準方式の策定や改訂の経緯およびその内容の詳細については、本稿の一つの主題として、別に章をあらためて述べることにするが、わが国の県民所得統計の発展とその意義について考えてみる場合に、この標準方式の果たしてきた大きな役割を看過することはできない。

いづれにせよ、各県の自主的事業として行なわれてきている県民所得統計の発展は、各国独自の立場で作成されている国民所得統計の発展と比べてみて、右に述べたように、それぞれ相互比較のための標準化の推進という両者に共通の要請を中心としてすすめられているということに関する限り、ほとんど同一の事情にあるものと考えられるのであるが、ここでさらに突き進んで考えてみるならば、県際間と国際間とい

う問題は必ずしもすべて同じ次元にあるものではなく、一つの国の領域内における県際間にはそれ特有の問題が存在するのである。わが国の県民所得統計の発展の意義を考える場合にも、県際間の地理的・行政的環境やその他の社会構成上の諸条件において、国際間とはやや次元を異にする緊密性や連繋性と同時に非独立性をもつものであることをあわせ考えると、その特色ないし特殊性が見出されるであろう。すなわち、県民所得統計の普及発展のためには、県際標準化が国民所得統計の場合の国際標準化にくらべ、よりいっそう強く要請され、またその可能性が大きいことが考えられる反面、県民所得統計の作成そのものの意義や可能性については、その対象とする県民経済が、国民所得統計の対象とする国民経済にくらべ、経済的社会的条件からみて、必ずしも、一つの、まとまった集団経済としての条件を備えてないという根本的な制約の大きいことが考えられるのである。しかし、それらの、積極的あるいは消極的諸条件に関する論議を乗り越えて、むしろ実際の必要性有用性に対する当事者の認識から出発して、わが国県民所得統計は各国に例をみない独特の発展をみているのである。

### 3 地域別国民所得統計としてみた

#### 県民所得統計の発展の重要性

これまで述べてきたところから容易に理解されるように、県民所得統計は、これを全県にわたってとりまとめると、地域別国民所得統計を構成するという意義をもっている。

そこで、とくに地域別国民所得統計としての観点に重点を置いて、県民所得統計の発展の重要性について述べると、すでに序言のところで言及したように、国内における県という小範囲の地域を単位とし、しかも国内全地域にわたり、地域所得の推計が行なわれ、それもすでに二十年以上にわたる普及発展の歴史を有しているという事実は、諸外国にこれと匹敵する例をほとんどみないのであるが、このことは、国民所得統計の内部的発展の一環として、また地域経済分析に渴望の基礎資料を提供する意義を有するものとして、その重要性や有用性はきわめて高く評価されるべきであり、わが国における地域所得統計ないし地域経済統計の独特の発展の段階や水準を示すものである。

しかしながら、実のところ、県民所得統計のこれまでの発

展の過程において、国内の一部の識者のなかには、国内の行政区画である、一部の小範囲の地域経済を対象として所得推計を行なうことの意義やその推計結果の信頼性に関し、主として理論的な見地や基礎統計の不備不足の現状などからみて、疑問や制約を感じざるを得ないとし、否定的な見解を主張する向きも多かったのである。

このような見解の当否については、現在なお十分な論議の結着をみているとは考えられないが、少くとも実際の推移からみる限り、否定的ないし消極的な見解をとってきた人々の見通しとは反対に、県民所得統計の作成や整備は、その作成当事者であり、直接の利用者である各県の県当局によって着々と推進され、逐年顕著な発展傾向を示しているのであって、それについて後退や停滞の傾向は少しもみられない。このことは、県民所得統計の利用価値や有用性を実際面から反映するものと考えられるが、県当局以外の一般利用者の利用度や関心の度合も年々上昇傾向を示しておるとともに、さらには、当初その作成の意義に疑問を提示されていた識者のなかからも、右のような事実の展開を認識することによって、

県民所得統計の利用に対する関心や理解を深める人々がしだ

いに多く見受けられるようになってきたことも、県民所得統計の実際的な利用価値や有用性の否定できないことを裏づけるものであらう。

しかしながら、さらに突きこんでいえば、県民所得統計の利用価値や有用性が認められるとしても、そのためには、概念内容や統計体系のよりいっそうの精緻化、複雑化が要請されるのに対し、現在の段階では、その精度や利用方法などがまだ十分に明確にされるに至ってないところから、当面の実際的な見地にもとづいてその限界を提示する人々が残されていることもまた現在のところ事実である。

いずれにせよ、県民所得統計発展の重要性に対する認識がどのように展開し、それに基づいてどのような発展方向を示すかは、今後の事実の展開にまっぴかかないわけであるが、ここではそのような問題を考える場合の参考として、さきにも一言触れておいた諸外国および国際段階における問題提起の方向や地域別国民所得統計作成の現状の実例について、ここで若干補足しながら、とりまとめて述べておくこととしよう。

地域別国民所得統計の作成に関して、国際段階における考え方の最近の潮流として注目されるのは、すでに述べたとこ

ろの、一九六八年の国連・新国民所得勘定方式の拡充に関する提案のなかで国民所得統計の今後の発展に関連して提唱されている市部別郡部別国民所得統計の開発である。これはとくに後進国に対して勧奨されているが、同標準方式案の検討のために開かれてきたエカフエ地域の国民所得ワーキング・グループ会議などで、わが国における県民所得統計の発展の実情が紹介されたことを契機として、国連の同標準方式立案担当の専門家や各国の国民所得推計担当者から、わが国の地域別国民所得統計としての県民所得統計の発展について、にわかに関心強い心が寄せられるに至っている。

ついで、各国のわずかな実例について紹介すると、米国や印度、韓国を除いて、現在入手される資料から考える限り、他にその例をみることができない。まず米国においては、州民所得が推計されているが、それは主として個人所得に関するものであり、しかもそれは各州によって自主的に行なわれているものではなく、中央政府当局により、全国一本で推計された個人所得について項目別にそれぞれ対応した分割指標により按分するなどの方法により大まかに求められたものである。また米国のみならず印度においても、過去において、

特定年次や特定州についての臨時的な推計が行なわれたこともあったが、わが国のように、年々経常的に、しかも全域にわたり、県や市町村という地方公共団体自らの手によって、自主的な推計が行なわれているのとは比較すべくもないのである。これらの国にならべて、韓国における道民所得統計の最近における独自の開発は異った意味で注目し得る。韓国においては、国民所得統計は中央銀行である韓国銀行によって作成されており、地域別国民所得統計にあたるものは、

他の国同様、従来どこにも見られなかった。それが一昨昨年、同国の清北道の調査統計課長であった鄭潤陽氏の着想を端緒とした同道の道民所得の推計がたまたま中央政府の首脳者の注目するところとなった結果、その翌年すなわち一昨年においては、中央政府の提唱のもとに、九道全道にわたって、道民所得統計の作成が一斉に着手され、各道の道民所得の推計結果を中央にもちより、国民所得の推計結果をも加えて、相互検討の手続きがとられたうえで、公表されることとなったというのである。この道民所得の推計は現在なお主要所得系列のみに限られている由であるが、これによって地域別国民所得統計の名に値する所得統計系列が、わが国につづ

き、隣国韓国において開発されつつあるということになる。

これらの事例からみても、地域別国民所得統計の必要性や有用性が、国民所得統計の今後の発展方向と関連して、各道間において急速に関心を集めていくものと考えられるが、このような国際的機運の盛り上りを確認するとともに、わが国における県民所得統計やさらには市町村民所得統計の発展の意義や重要性を改めて見直し、それらが今後果たすであろう役割についてははっきりとした見通しをつけるべきである。

### 三 県民所得統計の発展過程

わが国における県民所得統計の普及発展は、前節で述べたように、戦後初期の頃から始まって、すでに二十年以上の歴史を有するが、その間の発展の過程については、県別あるいは地域ブロック別にみて、時によってかなりの時期的ズレや重点の指向の相違がみられるのは免れない。しかし、全県レベルで通観してみると、普及発展の推移の過程を示す、いくつかの時期に区分してみることができる。

その場合、もっとも大まかにみると、県民所得統計の普及発展の推進のために中心的な役割を果たしてきた県民所得標

準方式を基本的指標としてとりあげ、その策定や改訂の時期に対応した時期区分を行なってみることがひとつの適当な方法であると考えられる。

このような、県民所得標準方式を基準的指標とした時期区分の仕方について、つぎの二つことが指摘される。その一つは、県民所得標準方式の策定や改訂は、逆にみれば、県民所得統計の発展過程に対応して推進されたものであり、したがって、むしろ逆に、県民所得統計の発展過程の時期区分が、別の基準により、さきになされ、その後その時期区分を追いつながら、各時期における県民所得標準方式の整備改善の意義付けを行なうべきであるとも考えられるということである。その二は、県民所得統計の普及発展にせよ、県民所得標準方式の整備改善にせよ、その背後における大きな要因となつたのは、国民所得統計の発展整備であるので、県民所得統計の普及発展や県民所得標準方式の整備改善は、時期区分の点からみると、常に国民所得統計の大幅改訂のあとに続いて行なわれるという関係にあったということである。

このような事情をあわせ考慮すると、いずれも因果関係にあることが理解されるのであるが、ここでは県民所得統計の

発展過程について時期区分を行なう上には、現象面からみた分り易い区分基準として、県民所得標準方式の策定や改訂の実施時期をとりあげることが説明上もっとも便宜であり、適当であると考えたわけである。

したがって、もし県民所得標準方式の策定や改訂の時期を県民所得統計の発展過程の時期区分の基準的指標とするならば、県民所得統計の発展過程の時期区分を行なう前にあつて、むしろ県民所得標準方式そのものの意義内容やその発展整備の経緯について先にひととおり述べるべきであると考えられるわけであるが、本章ではもっぱら説明の便宜上の見地から、ここではそれを基準的指標としてとりあげたことを示すにとどめ、県民所得標準方式そのものの意義や役割および発展整備の経緯については、あらためて次章でもっぱらその説明を行なうこととした。

右に述べたような時期区分による県民所得統計の普及発展の過程の推移をとりまとめて理解するために、国民所得統計の発展の過程とも対比した年表を作成すると、次表のとおりになる。この年表に示される県民所得統計の普及発展の各時期について、以下に順を追って説明することとしよう。





IV 拡  
(昭和42年)

(主要不列表)  
産業別県内純生  
産  
県民所得の分配  
県民総支出  
実質県民総支出  
(基本勘定表)  
総括勘定1  
個別勘定5

○昭和43、44年度大多数  
の県で試算発表

○昭和40年国富調査報告  
○昭和44年、昭和40年  
産業連関表二省庁共同作成  
○昭和44年新方式により  
再改訂(昭和26年度)

発表  
(国民経済計算の統合  
化を目標とする)

1 発展時期I (準備時期)

わが国において、県民所得推計に関して先鞭をつけたのは、終戦後間もない昭和二二年当時に、鹿児島県統計課長・村田実氏の着想によって開発された同県の県民所得試算であった。同氏は、敗戦による県民経済の崩壊から、県民経済の根本的建て直しをはかるためには、県政はすべからず統計にもとづいた科学的な施策にもとづかねばならぬことをいちちはやく認識され、それがためには、県民所得統計の作成こそ急務であると考え、当時の統計委員会事務局や国民所得推計の相当機関であった経済安定本部にその具体案を相談されたのであった。当時は、国民所得統計といえども、まだようやく経常業務としてその緒についたばかりであり、今日から顧みれば、基礎統計資料もきわめて不十分なものであり、その経験や技

県民所得統計の発展と県民所得標準方式(後藤)

術も低いものであった。したがって県単位の所得推計などは到底考えも及ばず、相談を受けた当事者としても五里霧中の問題として困惑したものであった。しかしながら、その熱心な要請に応じて、当時の統計委員会事務局長美濃部亮吉氏(現東京都知事)の肝入りで、統計局研究部長伊大知良太郎氏(現一橋大学教授、経済安定本部の国民所得推計の直接責任者)浅野義光氏(後の経済企画庁調査局長・現国民生活研究所長)の三者を中心とし、経済安定本部の国民所得推計の指導的担当者平山正隆氏(現国民生活研究所理事)などが加わって、県民所得の概念や表象形式および推計方法などの研究をはじめたのが、後の県民所得標準方式のそもそもの端緒をなしたのであった。

このような地方経済統計ないし県民所得統計の整備の必要性や有用性に対する着想はすでに多くの県の関係当事者の共



通的な認識としてとりあげられるに至っており、鹿児島県によつてつけられた先鞭に立ち遅れまいとして、いくつかの県ではいち早く県民所得推計の準備にとりかかったのであった。そして、このような機運は燎原の火のように各県にひろがっていったのであって、昭和二十二年から昭和二十四年に至る三年間は県民所得推計の萌芽時期ないし準備時期をなしたのであった。

要するに、終戦後の経済の回復は、国をあげての緊急課題であったが、その回復をはかる経済政策の基礎統計資料として、国民所得統計を利用することが重要視されるようになってきたにつれて、たんに国の中央政府のみならず、各都道府県の地方政府においても、その行政区域内での総合経済力の把握、経済復興計画の立案、あるいは地方財政の確立のための基礎統計資料として、県民所得推計の機運が醸成され、その開発の準備に熱中したのがこの時期であったといえる。

## 2 発展時期Ⅱ（普及時期）

県民所得統計の第Ⅱの発展時期は、第一次の県民所得標準方式が策定された昭和二十四年から、第二次の県民所得標準

方式が策定される前年までの昭和三十年までの期間として区分することができるといえる。

昭和二十四年、各県からの要望を受けて、経済安定本部国民所得調査室は、県民所得推計の指導に対し、より積極的に乗り出すとともに、その具体案としてはじめて、「県民所得推計試案」（注、別掲資料一）を作成し発表した。これによつて、わが国における県民所得統計はいよいよ普及化の時期に入ったといえる。

この昭和二十四年現在の实情についてみると、昭和二十三年につづいて、生産県民所得の推計をほぼ完了した県は十四県、分配県民所得の推計を完了した県は三県、県民個人所得と個人支出の推計を完了した県は一県、推計中の県は十県およびそれに加えて一市を数えた。以来、県民所得の推計は、年を重ねるにつれて普及し、昭和二十四年中に、県民所得推計のためのブロック会議が東北、九州において結成されてその成果をあげたが、昭和二十五年末には、近畿、四国、昭和二十六年初頭には、中国、北陸東海、同年三月には、関東甲信静のブロック会議が開かれ、ほとんど全県で推計が行なわれるようになった。

昭和29年度当時における県民所得推計各系列別実施状況

	1 県内生産所得			2 県民個人所得			3 分配県民所得			4 県民個人支出		
	25年	26年	27年	25年	26年	27年	25年	26年	27年	25年	26年	27年
道	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
海	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
北	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
青	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
岩	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
宮	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
秋	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
山	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
福	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
新	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
茨	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
栃	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
郡	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
埼	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
千	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
東	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
神	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
奈	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
山	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
静	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
富	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
石	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
岐	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
愛	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
三	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
井	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
賀	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
都	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
阪	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
庫	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
良	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
山	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
歌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
取	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
根	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
山	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
島	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
口	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
鳥	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
岡	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
広	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
山	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
徳	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
香	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
愛	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
高	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
福	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
佐	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
熊	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
宮	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
鹿	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
児	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
岡	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
賀	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
崎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
本	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
分	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
崎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
島	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
了	26	27	25	28	25	34	21	23	28	21	25	26
中	0	0	4	1	1	7	1	1	7	1	1	5
ず	16	17	13	13	5	4	21	12	9	22	18	13
明	4	2	4	4	5	1	3	1	2	2	2	2
完	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
実	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
計	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
推	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
計	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
不	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
合	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
計	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

その後、昭和二十六年には、経済安定本部で「県民所得推計に関する試案」(注、別掲資料Ⅱ)によって前回の試案の改訂が行なわれ、県民所得統計はいよいよ全県ベースによる普及過程に入ることとなった。

ここで参考までに、昭和三十年年初に調査された各県の県民所得推計の実施状況をみると、次表に掲げるとおり、県民所得の各系列にわたる推計の普及が目覚ましく進められていることが知られる。

しかしながら、この時期も年次が進むにつれて、県民所得標準方式が、各県の統計事情に照し、その要望に必ずしも即応してないことや、各県における県民所得統計の推計結果が、県際比較に耐え得ないのみか、県民経済の地域構造の分析的確に行なううえに多くの不備をもっていることなどが次第に明らかとなり、その解決をはかるために、従来の県民所得標準方式の抜本的改訂による新しい県民所得標準方式の策定が各方面から強く要望されることとなった。その結果、県民所得統計の普及化を特色としたこの時期は、新しい県民所得標準方式の作成を要望する機運の醸成とともに、昭和三十年を境として終末を告げ、つぎの発展段階へと移行することとなった。

なお、この時期に対応する期間における国民所得統計の発展についてみると、昭和二十五年度以降、わが国の国民所得統計は生産・分配・支出の三系列の整備に加えて、国民所得勘定形式による計算体系が整備されるとともに、毎年国民所得年次報告が作成され、閣議に報告されることとなり、昭和二十九年には、昭和二十七年年度分の推計を機会に昭和五年にさかのぼる国民所得統計の長期時系列が整備され、戦後わが

国における国民所得統計発展の一段階を画し、わが国の国民所得の推計方式は暫時定着したのであった（注参照）。

そして、この定着した国民所得の推計方式を一応の基準として、県民所得推計のための標準方式の新しい改訂に対する機運がようやく熟し、県民所得統計の発展は、これまでの普及の時期からつぎの発展の時期へ移行することとなった。

注 「日本経済と国民所得」昭和二十九年三月 経済審議庁調査部国民所得課・国民所得解説資料第三〇号

### 3 発展時期Ⅲ（整備時期）

県民所得統計の第Ⅲの発展時期は、第二次の県民所得標準方式が策定された昭和三十一年から、第三次の県民所得標準方式の策定にとりかかり、各県が新方式の試案にもついで試算をはじめに至った頃の前年にあたる昭和四十年頃にかかる間の時期である。

この時期における各県の県民所得推計の基準となった昭和三十一年策定の県民所得標準方式（注 別掲資料Ⅲ）はそれまでの標準方式がその名称の示すとおり、試案の域を出なかつたものであったのに対し、はじめて本格的な標準方式として

の意義や内容を備えるに至ったものであり、各県の県民所得統計もこれによってようやく標準化の実をあげる見通しがつけられるに至った。そして、この標準方式の狙いとしたところは、策定当時各県の県民所得統計作成の発展の実情では、県際間にかなり懸隔がみられたのに鑑み、いわばミニマム・スタンダードとしての水準を意図したことであったが、この標準方式を基準として、それまで遅れて発展してきた諸県は、その水準にまでいち早く到達することに努め、またすでに自力で相当高い水準にまで到達していた諸県は、この標準方式を基準としての整備発展を目指し、ついで各県ともに、残された問題点について整備改善を加えることに重点を指向したのがこの時期であったといえる。いいかえれば、この時期は、前半における一定水準到達を目標とした標準化のための整備発展と、後半における整備改善をあわせ含んだ標準化の進展という意味での整備時期と呼ぶことが妥当である。

このように、この時期は時期全般を通じては、整備時期として特徴づけられるなかで、前半と後半とで、かなり違った発展の方向がみられるので、前半と後半とに分け、今少し詳しくみることにする。

#### 県民所得統計の発展と県民所得標準方式（後藤）

##### (i) 前半の整備時期（標準化の促進）

この時期は、大まかに言って、昭和三十一年から三十五年にわたる時期であって、昭和三十一年県民所得標準方式の示す水準を基準としてみる限り、各県の間には若干の遅延はあったにせよ、各県目標を一にして県際比較の条件を備えた同一レベルの県民所得統計の作成・整備に専心した時期であった。そして、わずかの年数の間に所期の目的をほとんどの県で達成したものとみられるが、その過程における実際の経験や研究成果のなから、標準方式の内容について、部分的ではあるが、改訂を要すべき問題点が見出されるようになり、経済企画庁と各県の担当者のなかで、その改善に対する研究が進められるようになった。とくに、法人所得の推計については、経済企画庁経済研究所国民所得部内から抜本的改訂のための試案が提示された（注 別掲資料Ⅳ）のをはじめ、その他の問題点についてもそれぞれの県から改訂のための意見が提示されるようになり、昭和三十年県民所得標準方式の再改訂に対する要望の声がようやく大きくなった。

それと同時に、すでにこの三十一年県民所得標準方式による県民所得統計の作成のみに従事することにあきたらなくな

った諸県においては、県内の市町村に対し、市町村民所得統計の作成について標準方式を用意して指導育成を開始するに至ったこと、また、さらに意欲的な県の中には、国民所得統計に準じ、勘定形式による県民所得標準方式の策定を経済企画庁に対し強く要望するか、もしくはいっそう進んで、独力により県民所得勘定試案を開発するまでに至ったという事実もみられるようになった。

しかし、総じてこの時期は、県民所得の主要系列についての統計の作成について、一応の標準化の目的を達成したところに大きな特色がみられるのである。

なお、昭和三十一年、県民所得標準方式では、県民所得の推計対象の主要系列として、県内生産所得（産業構造）、県民個人所得（所得の分配構造）、県民個人支出（消費貯蓄の構造）があげられ、その補助系列として、県民分配所得および産業別県民個人所得があげられていたが、実際面からの帰趨としては、主要系列と補助系列の別は無視され、県内生産所得、県民分配所得、県民個人所得、県民個人支出の四系列が各県を通じて推計されるようになり、それらが自然と定着するようになったのがこの時期の終り頃である。

注 参考資料

「県民所得統計」（昭和三十年―三十五年） 経済企画庁経済研究所国民所得部編至誠堂刊はこの時期末期における県民所得統計の集大成を示したものである。

(ii) 後半の整備時期（整備の延長）

この時期は大まかにいって、昭和三十六・七年の頃から昭和四十一・二年頃に至る時期であるが、この時期における各県の県民所得統計の発展に関する特徴としては、県民所得統計の改善整備を中心として、その周辺の統計領域にまで、各県独自の努力が地道に、また幅広く延長せしめられたことが求められる。このような発展方向のなかで、各県は、標準化目的の一応の達成の延長として、各県の統計事情に鑑みながら、それぞれ重点的に選んだ課題にとり組んだのであるが、それらの課題を具体的に列挙すればつぎのとおりである。

① 県民所得統計の時系列の整備（過去年次にわたる一貫推計による改訂の実施）

② 問題点の検討や改善（昭和三十一年県民所得標準方式の問題点を新しく生じてきた問題点の集中的検討や改善）

③ 基礎統計の整備と体系化（県民所得統計の推計の実施および精度向上のための基礎統計の整備や連絡調整および県単調査

の開發)

④ 市町村民所得統計の指導育成(市町村民所得推計要領の作成とそれによる推計実施の指導育成を行ない、全市町村への普及を目指した。)

⑤ 県民所得勘定の試算の整備開発(県民所得の全循環をとらえるとともに、県の経済政策や経済開発計画の基礎資料として、勘定方式による県民所得統計作成の必要が叫ばれるに至り、すでに前半期に萌芽をみた各県独自の開発に一段と努力が傾注され、北から数えて、北海道、青森、岩手、宮城、富山、福井、愛知、愛媛その他の諸県が県民所得勘定の試算を行なうようになったが、後半期に入り、そのような試算の精度向上や整備改善に対する本格的な努力が続けられた。)

⑥ 産業連関表など県民経済計算の諸勘定の整備開発(すでに相当数の県により、産業連関表や金融連関表などの作成が次々と開発せられてくるようになったが、それにあわせて必然県民所得統計との関連の追求が推進されるようになった。)

右に掲げた課題は必ずしも問題の優先順位によって示したものであるが、また一つの県で、それらの全部の課題について同時にとりあげ、一様に努力を傾注したというわけでもない

### 県民所得統計の發展と県民所得標準方式(後藤)

いが、それぞれの課題の重点的の目的からいえば、①、②および③は現行の昭和三十一年県民所得標準方式による県民所得統計の精度の改善や時系列の整備による利用度の向上を当面の目的としながら、昭和三十一年標準方式の抜本的改訂のための問題点の整理が推進されたものであり、④は、いわば地域別県民所得統計の整備に意欲を向けたものであり、それに対して、⑤および⑥は県民所得の循環ないし県民経済の循環を全局面にわたってとらえ、県民経済の分析に必要な基礎資料を提供するとともに、統計体系の拡充を意図したもので、次期の發展段階への突入を期待せしめるものであった。

このように、県民所得統計のみならず、その周辺の統計領域の整備改善が進み、さらにつきに述べるような、国民所得統計の改訂の機運が報ぜられるにつれて、新しい、より高度の県民所得標準方式の策定に対する各県からの要望の声はますます大きく、強くなってきた。しかしながら、その策定の役割を事実上背負われる経済企画庁経済研究所国民所得部においては、昭和三十四年以来前後八カ年に及んだ、国民所得統計の大幅改訂のための研究や試算検討に追われ、各県の要望に直ちに応ずる余裕もなく、また必ずしもその時機が熟す

るに至っているともいえないという見方もあって、昭和四十年に国民所得統計の画期的改訂が実現されるまで、県民所得標準方式の改訂については当分見送ることも止むを得ないとされたまま、依然として、昭和三十一年策定の県民所得標準方式に基づいての技術的指導のみに終始してきたのであった。

この時期における国民所得統計の画期的な整備改善作業はすでに述べたように、国民経済計算調査委員会や国民経済計算審議会などの運営を通じて、きわめて大きな構想のもとに進められたのであり、しかも、予想された以上の、問題の困難さや複雑さの故に、最終目的達成の時期も当初予定に対して大幅に遅延する結果となったのであった。

このことは同時に、県民所得標準方式の改訂の要望に応じて、それに実際上着手する時期についても、当初見通された時期を延引させる結果となったのである。

右に述べてきたような事情や経緯から、ここに示した県民所得統計発展の第Ⅲ期は、大きく区分して、第Ⅱ期の普及時期と、第Ⅳ期の拡充時期との間にあって、わが国における県民所得統計の発展を標準化の面から実質的に、また幅広く推進させた時期とみることができる。

#### 注 参考資料

「県民所得統計（昭和三十年―四十年）経済企画庁研究所  
国民所得部編、至誠堂昭和四十三年刊は、この時期の県民  
所得統計の、全県にわたる過去十一年の時系列について  
集録した貴重な資料といえる。

#### 4 発展時期Ⅳ（拡充時期）

県民所得統計の第Ⅳの発展時期は、第三次の県民所得標準方式の策定によりやくとりかかった昭和四十一年から近い将来にわたって続くと思われる現在進行中の時期である。

この時期は、前期において、昭和三十一年標準方式の改訂が早くから要望されながら、主として国民所得統計の予想以上の長期にわたった整備改善作業のために、延引を重ねてきたあとを受けて、新しい県民所得標準方式の策定に遅れ走せながら取りかかるとともに、その最終確定を待つ余裕もなく、その試案の段階から、新方式による県民所得統計の作成に精力的に邁進している時期として特徴づけられる。

これは、各県の県民所得統計の直接的な比較対象となり、また県際比較の中心的地位を占める国民所得統計が昭和四十年に新方式によるそれに全く移行してしまったことに起因す

るものであるが、国民所得統計の改訂のあとを追って、新たに策定が進められている新県民所得標準方式は、従来の主要所得系列の推計にとどまらず、勘定形式の採用による計算体系の高度化や国民所得統計との比較および県際比較の可能性の向上によって、その利用価値や有用性の向上を意図するものであるために、その試案の作成や検討には慎重な態度と相対の期間が必要とされ、昭和四十一年の第一次案、昭和四十年の第二次案、昭和四十二年の第三次案に続き、現在昭和四十四年の第四次案が検討されつつあり、ようやくその最終案の決定に近づこうとしている現状にある。

この時期は、古くから問題視された勘定形式による県民所得統計の作成の可否ないしその可能性について、従前支配的であった消極的見解を乗り越えて、その開発を積極的に標榜するに至ったことからみて、県民所得統計の新たな発展ないし拡充時期であると規定せざるを得ない。

このような時期としての、最近年次における各県の県民所得統計作成の実情についてみると、すでに兩三年前から、各県では新方式による推計の試算を行なってきたうえ、現在では少数の県を除き、公式の推計結果として新方式によるそれ

を旧方式に切りかえて発表するまでに至っているのであるが、これによってさきに達成された国民所得統計の飛躍的發展に對し、大きな立ち遅れをみることも免れることとなったのみか、県民所得の循環も体系的にとらえられるようになり、さらには、県民経済計算の發展整備および統合化への布石にも寄与することが期待できるようになったのである。

#### 注記

県民所得の發展過程についての時期区分や各時期の特徴づけについては、ここでは説明の便宜に主眼をおいた一つの試みを示したに過ぎず、この問題は筆者自身あらためて今後の研究課題としている。

#### 四 県民所得標準方式とその發展

わが国の県民所得統計の普及發展のうえで、県民所得標準方式は密接不可分の関係をもつて逐次發展しており、すでに前章では、その意義や内容が詳らかにされる前に、県民所得統計の發展過程の時期区分の基本的指標として着目され、それに利用されたのであったが、本章では、その県民所得標準方式を直接に論議の対象としてとりあげることとし、まずその意義・役割について一般的に述べたのち、これまで数次にわたって行なわれてきた県民所得標準方式の策定や改訂の順



序を追いながら、各次の県民所得標準方式の個々について、策定ないし改訂の経緯や果たしてきた使命あるいは特色などについて紹介することとする。

## 1 国民所得標準方式の意義と役割

県民所得標準方式の意義や役割について述べるに先立ち、その不可欠の参考として、国民所得統計のための、国際間における国民所得標準方式の発展の経緯とその意義・役割についてここに概説しておく必要がある。

現在世界各国では、国民所得統計が各国それぞれ独自に作成されているが、その場合、国民所得統計としての利用価値や有用性を十分に発揮するためには、各国で作成された国民所得統計相互の間に国際比較の可能性が不可欠の要件として求められざるを得ない。そのため、国民所得統計の作成に用いられる概念内容や計算体系について、国際間の統一化ないし標準化が当然に要請されることになる。また、このような国際間の統一化ないし標準化は、国際的な視点に立つ利用に便宜を与えるだけでなく、ひるがえって、各国の国民所得統計それぞれに客観的基準による妥当性や信頼度の向上をも

たすという意義をもっているものである。

こうのような事情から、国民所得統計の国際標準化の促進は、近年における国際間の大きな潮流となっているが、その国際標準化のための実際的手段の中心をなしているものが、国連など国際機関による国際標準方式の策定やその改訂にはかならない。

この国際標準方式の策定に関する動きは、すでに戦時中にはじまっているが、現在までの発展の過程について、国連提案の国民所得標準方式の策定や改訂を中心としながら、きわめて簡単に要約して述べれば、つぎのとおりである。

### ① 一九四四年三国協定

戦時中すでに米英加の三国の国民所得専門家の間には国際標準化のための研究を意図する機運が生じていたが、一九四四年に至り、米英加の国民所得専門家がワシントンに会合して、国民所得の概念と表象形式に関する討議を行ない、その大枠についての協定がとりむすばれたが、これが国際標準化に対する国際間のとりきめの始まりであった。

この協定は三国政府の国民所得推計に大きな影響を与え、戦後初期の頃の基準をなした。

② 一九四七年「国連・国民所得標準方式試案」の発表

一九四七年・国連統計専門委員会は「国民所得の測定と社会勘定の構成」と題する標準方式試案を発表し、戦時中にはじまり、戦後急速に高潮してきた国際標準化の機運に一つの指針を与えたが、この報告書の大部分を占める「国民所得と関連項目の定義および計測」はストーンの執筆にかかるものであり、やがて本格的にとりまとめられることとなった、つぎの、一九五二年「国連・国民所得標準方式」の基礎をなすものであった。

③ 一九五二年「国連・国民所得標準方式」の策定

一九五二年には、国民所得国際標準方式として、ようやく本格的な案がとりまとめられた。これは「国民勘定と付属表の体系」(A System of National Accounts, and Supporting Tables UN, 1952-Series F No. 2 Rev. 2)と題するものであるが、世界の自由主義国家においては、国民所得統計の整備発展をすすめるうえにひとしくこれを基準として依拠しており、通常S・N・Aと称されるのが通例となっているほど、世界各国には普及され、その果たす役割は年を追って重要性を増してきているものである。

県民所得統計の発展と県民所得標準方式(後藤)

このように国際標準化のための基準方式の策定が積極的に推進されたのは、第二次大戦後における各国の経済復興・経済開発政策の展開に際して、国民所得統計が不可欠の、貴重な資料として重要であり、また国際協調による国際間の経済発展や経済開発を意図する場合には、国際的に標準化された国民所得統計が具体的な基礎資料としてきわめて有用であるという理由に基づくのであって、それに対する国際間の認識の高揚が国民所得統計の国際標準化の推進をなすものであった。このような背景を共通にして、国連の国民所得標準方式のほかに、欧州経済協力機構(O.E.C.C.; OECDの前身)においても、国民所得標準方式を作成し、加盟各国に対し提示し、活発な活動を展開するに至った。

この国連および欧州経済協力機構による標準方式の両者はほとんど共通した基本的構想のうえに立っており、国民経済の循環構造を体系立てて描き出すために、国民所得勘定方式が採用され、その有用性がとくに勧奨されているものである。

なお、後進国のためには、前記SNAの簡略版、たとえば、アジア極東経済委員会(ECAFE)方式が一九五四年に

作成されている。

わが国の国民所得統計は、戦後初期の出発にあたっては、アメリカ方式の影響を強く受けたのであったが、その後は徐々にE C A F E方式ないしS N A方式へ接近する道を歩いてきている。

④ 一九五八年および一九六四年・国連国民所得標準方式の部分改訂

国連では、一九五二年に、前記の国民所得標準方式S N Aを公表したのち、各国の経験や意見を徴することに努めてきたが、それによって、若干の修正や変更を加えることが望ましいと考えられるに至ったこと、さらには、それにも増して、前記の欧州経済協力機構の国際標準方式など、他の国際標準方式との斉合性の改善が要請されるに至ったことから、一九五八年において部分的改訂を加えた第二版を公表した。なお、その間の検討を通じて、将来遅かれ、早かれ、産業連関表や資金循環勘定など他の社会勘定をも包含し国民経済計算化の統合化を目指した大改訂の必要なことがすで見通され、この場合それまでに必要最小限の部分の改訂に止めるという方針がとられたのであった。

このような基本的な考え方に基づき、一九六四年に公表された第三版においても、主としてI M Fの勧告との斉合性を高めるためと、さらには、最近における「国際収支提要」、「国際標準産業分類」、「国際標準貿易分類」などの関連で、必要な修正や変更を加える部分改訂が行なわれたに過ぎなかった。

なお、つぎに述べる一九六八年の「国連・新国民所得標準方式」は国際標準方式として、国連委員会により採択され、各国に提示されたものの、実際の見地からみると、それへの移行は先進国といえども今後当分の年数期間は困難とされており、現在なお、各国の現行国民所得統計の整備改善についても直接的な基準として扱われているのは、この一九五二年国民所得標準方式およびその改訂版である。さきにわが国で実施された、昭和四十一年以降の、新方式による現行国民所得統計もまた右の国際標準方式すなわち旧S N Aの水準に接近することを目標としているものである。

⑤ 一九六八年・国連・新国民所得標準方式の公表

すでに、一九五二年国民所得標準方式の改訂に関連して指摘されていたように、国連では、各国における要請の

進展や統計事情の発展に即応して、遅かれ早かれ、旧SNAの部分改訂の範囲を越えた、新方式による国民所得標準方式が作成されることとなるであろうとの見通しを立てていたが、その時期がようやく到来したとして、一九六四年から着手し、三カ年余の長期にわたる国際間の研究や検討を経て、一九六八年国民所得標準方式改訂に対する勧告案として、「国民勘定と付表の体系に関する改訂案」(Proposals for the Revision of the SAN, 1965)を作成した。この案は国連統計委員会で基本的に採択されたのち、微細にわたる整理を加えて、最終的には「国民勘定の体系」(A System of National Accounts, 1968 Series F No. 2 Rev. 3)としてとりまとめられたうえで、各国に提示された。

この新しい標準方式は通常旧SNAと略称されて、旧SNAと区別されているが、その内容は旧SNAに比べていちじるしく拡充されるとともに、格段に精緻化され、国民所得勘定を中核としながら国民経済計算の全体系の統合化の方向を示したものである。

このような画期的に大規模な改訂が行なわれたのは、まず第一に、旧SNAが一九五二年に制定されたのち約十五

国民所得統計の発展と国民所得標準方式(後藤)

年を経過した過程で、国民所得統計は各国の基本的経済統計として不可欠のものとなり、国際的利用の面でもその有用性が高く評価されるようになってきたのに対し、近年産業連関表や資金循環表など関連の統計体系がいちじるしい発展を遂げ、それらの総合的利用による有用性の展開のために、相互の斉合性を確立確保する必要が痛感されるに至ったこと、ついで第二には、国民所得の理論や分析方法の向上の面から、またそれに合わせて近年いちじるしい発展を遂げた計量経済分析の立場からも、さらには、国民経済の循環構造の全面的把握が要請されるようになってきた経済政策や経済計画の策定の立場からも、その内容のぼう大化とともに緻密化が要請されるに至ったこと、さらに第三には、最近における大容量の電子計算機の発達は、一方において、よりいっそう包括的な計算体系の設計を可能ならしめるとともに、他方その体系を構成する情報単位相互間の緊密な関係明示を要求するに至ったことなどの、基本的理由によるものであった。

旧SNA方式から新SNA方式への移行は、各国における現在の統計事情からみるときは相当の制約や困難性が待

も受けているため、かなりの難事業とみられているが、新方式は、今後の国民所得勘定の拡充発展のために必然指向されるであろう国民経済計算体系の統合化の推進を基本目標とした、国際的なガイドラインを示すものとして、その意義と使命は高く評価されつつある。

右に述べてきたように、国民所得標準方式は多彩な発展過程をたどってきているが、それぞれの時期を通じて、各国の国民所得統計の国際標準化とともに、一般的レベルの向上に寄与した意義と役割はきわめて大きいものがある。

また、国民所得標準方式の副次的な意義・役割として、広範な基礎統計の体系的整備をはかる場合の基本的な基準を提示するものであることがこれまでの各標準方式策定の主旨のなかに常に指摘されていること、とくに一九六八年の新SNAにおいては、そのことが強く提唱されていることも、見逃してはならない重要な提案である。

## 2 県民所得標準方式の意義と役割

右に述べた国民所得統計における国民所得標準方式の意義と役割はそのまま県民所得統計における県民所得標準方式の

場合にもあてはまる。国民所得統計にせよ、県民所得統計にせよ、それらの推計が、各国あるいは各県という、それぞれ異なった主体により個別に行なわれているという同じような事情にある場合、所得統計としての目的や性格から、当然の帰結として、国際間あるいは県際間の標準化が要請され、その標準化の推進のために、それぞれに標準方式の策定が必要となる。このような必要にもとづき、国民所得統計の場合には、各国から国際統計機構に対し、また、県民所得統計の場合には、各県から国の統計機構に対し、国際間あるいは県際間の標準方式の策定が要望されることになる。

このような事情から、県民所得の標準方式案の策定にあたっては、国民所得統計作成の担当機関（旧経済安定本部財政金融局国民所得調査室以来、現経済企画庁経済研究所国民所得部に至る）が中心となつて試案を作成し、地域別ブロック会議や県別一律照会などの方法により各県の経験や意見を徴しながら、成案のとりまとめに当たってきたのである。この作成手続きについてみても、国民所得標準方式の作成にあたって、国連が中心となり、まずその専門委員会で作成し、地域別国際研究会議や国別一律照会などの方法により、各県の経験や

意見を徴したうえで、その成案をとりまとめ、公表してきたのと、ほとんど軌を一にしている。

このように、県民所得標準方式が、各県が自主的に行なっている県民所得統計の標準化のために、またその標準化の促進を通して、各県県民所得統計発展の一般的水準の向上のために、これまで果たしてきている意義と役割については、国民所得標準方式の場合と共通して考えられることであるが、とくに県民所得標準方式の場合においては、そのような意義と役割がよりいっそう大きいものであることは、国際間という関係に比べて、県際間という関係が相互によりいっそう緊密であることから考えて容易に理解されるところであろう。

さらに、国民所得標準方式の場合に指摘された、基礎統計全般にわたる統計体系の整備の基準として果たされる意義や役割について、とくにとりあげていえば、わが国の地方統計行政や地方経済統計の発展事情に照らしてみても、無用な重複の回避や効率化を目的とする統計整備が要請されている今日、県民所得標準方式がそのような面で果たす意義と役割についてもきわめて大きな期待が寄せられているのである。

このように、県民所得標準方式は、たんに県民所得統計だ

県民所得統計の発展と県民所得標準方式（後藤）

けでなく、地方経済統計全般の発展整備のために大きな貢献をなし、ひいては、わが国の地域経済問題の分析や解明のための情報の整備に対し、測ることのできない寄与をなすものとしても注目されているのである。

### 3 県民所得標準方式の策定

#### および改訂の経緯

県民所得統計の普及発展の過程と、そのなかで果たされてきた県民所得標準方式の意義と役割については、密接不可離の関係にあることを、右に述べてきたのであるが、この県民所得標準方式はどのような経緯で策定され、また改訂されてきたであろうか。これを時代の順に従ってあげれば、第一次の昭和二十四年三月「県民所得推計試案」、第二次の昭和二十六年一月「県民所得推計に関する試案」、第三次の昭和三十一年六月の「県民所得標準方式」および昭和三十三年四月の部分改訂、最後に現在進行中の「新県民所得標準方式」の順となる。この順に従って、それぞれの標準方式の内容や特色について今少し詳細に述べれば、つぎのとおりである。

#### ① 昭和二十四年「県民所得推計試案」

さきに述べたように、昭和二十二年以来県民所得の推計が県の独自の事業として開発され、急速に各県によって推進されるようになり、それに伴って県際間の標準化のための指針の策定についての要請が各県から中央関係当局に寄せられるに及んで、当時の国民所得統計作成担当機関であった経済安定本部財政金融局国民所得調査室では、当時の統計委員会事務局と協議のうえ、昭和二十四年三月「県民所得推計試案」を発表した。

これがわが国の県民所得統計の作成に対する標準方式の嚆矢をなすものであるが、その内容は別掲資料Ⅰにみられるように、国民所得の概念、県民所得の系列、県民所得の推計方法とその資料から構成されている。

この標準方式は当時県段階における統計事情が全県にわたって十分に把握されていなかったこともあって、机上の試案に過ぎない部分も相当に含まれ、各県の要望や作成能力に十分に適応したものではなかった。

（注）この「県民所得推計試案」については、別掲資料Ⅰとして重要部分を掲載してあるので、その内容についての説明は、本文では省略し、重複を避けた。

## ② 昭和二十六年「県民所得推計に関する試案」

昭和二十四年に第一次の県民所得推計試案が作成されてから約二年を経過する過程において県民所得の推計が急速に各県により普及されるようになって、各県の実際に適応した県民所得標準方式の整備に対する各県からの要望はますます強くなり、それを受けて、昭和二十六年一月、経済安定本部財政金融局国民所得調査室は、統計委員会と協議のうえ、再び「県民所得推計に関する試案」を作成した。

このような経緯になったことについては、第一次の試案が机上プランの傾向を強くもっていたのに対し、その後の、各県における県民所得推計の急速な普及に伴ない、より実際の標準方式の提示に対する各県からの要望が強くなったことがその背景となっているが、そのような背景のうえに立って、各県の推計の進捗の過程で、(1)統計の整備状況や推計技術上に多くの問題点が露呈されるに至ったこと、また(2)各県の統計の整備状況に照して、概念、推計方法、基礎資料の利用や調査の方法を可及的に統一して、県際間の比較検討に便ならしめる必要が痛感されるに至ったことなどが、その直接の起因となったものである。

この試案は右のような経緯から、第一次の試案に増補改

訂を加えたものであるが、とくに県民個人所得推計の要領について、第一次の試案よりやや詳しく述べられている。

この試案発表後は、逐年すすめられた国民所得の概念や推計方法の改善の線に沿って、県民所得推計も逐次変更されているが、各県は、統計技術上の制約から、県民個人所得の推計を主とし、その処分をあらわす個人支出の推計は、県民個人所得の推計結果の検討としての意義をかねて行なわれていた。

このほか、県によっては、このような県民所得標準方式にあきたらず、他の所得系列の推計にもかなりの実績をつみ重ねていったが、新しい推計系列の開発については、前記の国民所得調査室およびその後身機関の直接的個別指導やブロック別指導によって個々に前進をはかることが次第に多くなっていった。

(注) この「県民所得推計に関する試案」については、別掲資料Ⅱとして掲載した。その内容の説明は、重複を避けるため、本文では省略した。

### ③ 昭和三十一年「県民所得の標準方式」

昭和三十一年六月「県民所得の標準方式」が経済企画庁

県民所得統計の発展と県民所得標準方式（後藤）

調査部国民所得課によって作成され、統計審議会の審議を経て、発表されたが、これは県民所得の全県にわたる一定水準以上の普及発展をみた一時期を画する本格的な標準方式の最初のものであり、また最近に至るまで長らく存続したものであった。

この標準方式が策定されるに至ったまでの経緯についてあらためてをふりかえってみると、昭和二十四年に第一次の標準方式である「県民所得推計試案」が生産県民所得や県民個人所得とその処分の推計を主な対象系列として発表され、ついで昭和二十六年には、資料上の制約を考慮して、県民個人所得を主な推計対象とした「県民所得推計に関する試案」が第二次の標準方式として発表され、各県は個人所得系列の推計の信頼度の向上に当面の努力を傾注していたが、その間、個人所得系列だけでは、利用の範囲が比較的狭く、県民所得としての計数も把握できないので、多くの県では、生産・分配および処分の三面からの推計を行ない、県民所得の循環について眺めようとする動きがみられ、また他方において、実際比較の可能性の推進の問題をとりあげた研究や検討がブロック別所得推計検討会などで行な



われるなど模索の努力が続けられたなかで、各県の推計の実際についてみると、必ずしも同一歩調がとられず、全県的には必ずしも統一された状態ではなかった。

また、これまでの標準方式はその当時の国民所得の概念や表象形式・推計方法を基準として作成されていたのであるが、その後国連から昭和二十七年（一九五二年）本格的な国民所得国際標準方式として、既述のS・N・Aが発表され、その勧告に基づいて、国民所得統計でも逐次かなりの部分にわたって改訂が加えられたため、それに応じて、県民所得の推計にも改訂が必要となってきたのであった。

他方、県民所得の利用の面においても、地域経済構造の確な分析のために、過去の時系列についても一貫性をもつとともに、県際比較に耐え得る県民所得統計の整備の必要が痛感されるようになり、各県で採択可能で、かつ利用度の高い、新しい県民所得標準方式の必要が叫ばれるようになってきたのであった。

折から、当時の経済審議庁調査部国民所得課でも、従来アメリカ方式に準拠した方式から、SNA方式を基準とし、ECFAFE方式を加味した新しい方式への移行への準備

が一応確立されるとともに、昭和二十七年から昭和五年にさかのぼる長期時系列の一貫推計が昭和二十九年に一応完了するに至ったので、かねてからの各県の要望に応え、新しく、本格的な標準方式の策定にとり組むこととなったのである。

新しい標準方式の策定にあたって、その基本的目標の設定については、種々の見地からの検討が行なわれたが、結局のところ、県民所得統計の全県レベルにわたる普及発展を当面の目途とすることとなり、各県の基礎資料の整備状況や県民所得推計技術の進歩の過程などを勘案して、県民所得の概念や表象形式・推計方法などについて、どの県でも努力すれば遠からずうちに可能と目される範囲を最少限度とし、県際間の相互比較の可能性とともに、各県の推計の迅速性や信頼度の向上をあわせ考慮し、各県の経験や意見を積極的にとり入れながら、成案を得ることに努めたのであった。

この昭和三十一年「県民所得の標準方式」の内容の特色については、県民所得の概念や推計方法に一貫性をもたせるよう配慮されたこと、推計を行なうべき県民所得系

列の優先順位をつけたうえ、県民所得各系列の概念内容を詳細に明らかにし、表象形式を整備して体系づけたこと、あわせて推計期間や推計結果の発表時期の統一性を要望し、県民所得推計が成果をあげるうえで、もっとも基本的な課題である基礎資料の整備に留意すべきことにまで言及してあることなどである。

とくに、県民所得推計系列および表象形式の内容についての整備・発展の水準についてとりあげていえば、県民所得各系列のうち、県民生産所得個人所得および個人支出を主要系列とし、県民分配所得と産業別個人所得を補助系列とすることが勧告され、表象形式としては右の各系列の構成内容の整備に重点が置かれ、勘定形式の採用については、現段階では不可能であり、また必ずしも必要でないとの見地から時期尚早とされ、その採用の可否が本格的に論議されるまでにならなかつたようである。

なお、今回の「標準方式」が前回の「試案」との対比のうえで相違している点をとりまとめてみると、次のとおりである。

#### 一 全般について

県民所得統計の発展と県民所得標準方式（後藤）

- (1) 表章形式の統一をはかった。
- (2) 概念は主として国民所得のそれによって統一をはかった。

#### 二 県民個人所得（付、分配県民所得）

- (1) 勤労所得のその他所得の範囲を明確化した。
- (2) 個人業主所得推計に際して経費とみなす公租公課の範囲を明確化した。
- (3) 小規模事業主（国調と事業調査との相違）の推計に特に留意した。
- (4) 賃金料所得のうち地代家賃を家賃一本に改めた。
- (5) 個人利子所得に帰属利子を含めた。
- (6) 振替所得の範囲を明確化した。
- (7) 官公事業の範囲を明確化した。
- (8) 個人所得と分配所得との関連を明らかにするため社会保険料雇主負担の取扱いを変更した。
- (9) 県際関係（県外からの純所得）の推計試案を付したとした。

#### 三 県民個人支出

- (1) 個人税および税外負担の範囲を明確化した。

- (2) 新しく県外への純送金の項目を設け、国民所得統計と統一をはかった。

#### 四 県内生産所得

- (1) 県内生産所得と生産県民所得との相違や区分を明確化した。
- (2) 畜産業の生産を明確化し、その推計方法の統一を図った。
- (3) 農業的サービス業の推計を統一した。
- (4) 建設業の生産の範囲（付帯工事、配電、板金工事を別途計上しない）を明確にした。
- (5) 金融保険業の所得の範囲を明確化（附属利子の計上に伴う取扱方法の確立）した。
- (6) 倉庫業、広告業、不動産業の取扱方法を確立（分配所得の産業別組替と範疇を一致させるため、独立に計上することに変更）した。
- (7) 調整項目の新設（⑤の取扱変更と見合）した。
- (8) 県外からの純所得（県内生産所得と生産県民所得との調整のため）をとり上げた。

（注）この昭和三十一年「県民所得の標準方式」については別

掲資料Ⅲとして掲載した。

- ④ 昭和三十一年「県民所得の標準方式」の部分改訂

昭和三十一年六月に策定された、前掲の「県民所得の標準方式」は本格的な標準方式として慎重な研究や検討を経て策定されたものであったが、その後各県の県民所得推計において実際についての経験や研究が深められてきたのに伴ない、種々改善すべき点が見出されるに至った。そのなかで、基本的に再検討を要するものとして、もっとも大きな論議の的となったのは法人所得の概念やその推計に関する問題であったが、これについては、昭和三十三年国民所得課から私案が提示され、その私案を基礎として各県では随意改訂を加えるようになった。

（注）この法人所得推計の改訂に関する私案については、別掲資料Ⅳとして掲載した。

なお、この問題に限らず、数多くの問題が県民所得の標準方式の改訂を必要とするとして、国民所得部内や各県から県民所得推計地域別検討会議などを通じて提出されるようになり、国民所得部ではそれらの問題や改善方向を中間的にとりまとめ、各県の参考に提示したが、各県はそれぞ

れの立場により、随意それらの改訂を手がけるようになった。このような経緯のなかで、県民所得の標準方式の大幅な改訂の必要が痛感され、それに対する各県からの要望の年も年を追って大きくなっていったが、国民所得部では当時進められていた新方式による国民所得統計の画期的改訂の達成を前にして、慎重に時期を待って、その準備を進める方針がとられていた。

(注) 国民所得部で中間的にとりまとめられた県民所得の標準方式の改訂に関する問題点や改善の方向については、別掲資料Ⅴとして掲載したが、これは昭和三十一年「県民所得標準方式」の問題点をつくとともに、この時期での県民所得統計の発展の段階や将来の方向を示すものであるので、とくに注目して閲覧されたい。

#### ⑤ 新方式による県民所得標準方式の改訂

すでに、第三章の県民所得の発展過程の発展時期Ⅳ（拡充時期）の記述の際に概述したように、県民所得統計は画期的な、新しい発展時期に入り、新方式による県民所得標準方式改訂案がその発展の基点の地固めを行なうとともに、今後の発展を促進するための使命を帯びて、昭和四十二年以來すでに五次にわたる改訂試案が経済企画庁経済研究所国民所得部

県民所得統計の発展と県民所得標準方式（後藤）

によって作成され、慎重に審議されつつあり、その概念内容や表章形式も、昭和四十一年に実施された新方式による国民所得統計にできるだけ接近することを目的として、画期的な整備改善のための方策が慎重にすすめられている。新方式による県民所得標準方式のもっとも大きな特色とするところは、県民所得の循環の全局面をとらえることを目的として、生産分配および支出の各系列を統一的にとりあげ、それぞれの推計を行なうとともに、県民所得勘定の作成をはじめて意図していることにあり、これについて説明を加え、あるいは検討を加えるべき問題はきわめて多い。本稿執筆の最大の重点はこの新方式による県民所得標準方式の研究ないし検討にあるのであって、とくに章をあらためて後日(注)とりあげることとする。

(注) この新方式による県民所得標準方式改訂案については現在なお経済企画庁経済研究所国民所得部や各県の間で慎重に審議が続けられており、近く最終案の決定をみることになっているので、その公表を待ち、次章で、その最終決定案についてとりあげることとする。

別掲資料Ⅰ

県民所得推計試案

(昭二四年三月経済安定本部財政金融局国民調査室編)

## 1 県民所得の概念

県民所得の概念には、国民所得の概念が前提となるから、まず後者を一応説明することとする。

国民所得とは略言すれば、ある国民経済において、一定期間内に生産された純生産物の価値を金額で表わしたものの総計であり、それを生産物に則して捉えるか、賃金俸給利子、地代、配当等に分配された形で捉えるか、成は支出の面から捉えるかによって、夫々、生産国民所得、分配国民所得及び国民支出と称せられる。

県民所得は、右の国民所得が一国民経済を範囲とする代りに、一府県を単位として考えたものであり、一府県における一定期間における純生産物価値の総計となるが、ただ一府県と他府県との間の県際関係については、概念的にも推計上にも問題が残されている。

## 2 県民所得の系列

県民所得については、理論的に種々検討の余地が残されているが、国民所得にならって生産、分配、支出の三面から見

れば、生産国民所得に相当するものとして、生産県民所得、分配国民所得に相当するものとして分配県民所得、国民支出に相当するものとして県民支出の三系列が一応考えられる。

(1) 生産県民所得は、府県内での一定期間における経済活動によって新たに付加された価値——純生産物価値を金額で現わして合計したもの——であり、即ち一府県の各産業部門における生産額の夫々の合計から各部門毎に物的経費を差引いたものを総計したもので、農、林、水、鉱、工、商、交通業、サービス業、自由業等の各産業部門別に示される。

即ち、農、林業や鉱、工業の如き、物財の生産から発生する所得のみならず、商業交通業はもとよりのこと、サービス業や公務、自由業（例えば、接客業者、家事用人、官公吏、芸術家等のサービス）の如き、物財でない役の生産から発生する所得をも含むことになっており、又消費用の地代、家賃も含む。更に農業や水産業の自家用部分、消費地家賃の自家用部分もそれを貨幣額に換算して含ませることになっている。ただ交通業、土木建築業等において道府県に亘って生産が行われる場合の取扱いに問題が残る。

分配県民所得とは、一府県の居住者の経済活動に基く財貨と用役の経常的生産から発生し、生産諸要素たる労働と財産とに帰属する所得の総額であり、時間的のそれを調節すれば、県民生産所得と一致すべき筈のものである。ただ県民所得の場合においては、国民所得の場合と異なり、一府県の居住者が、他の府県において生産に参与する機会が多いから、問題が残る。

いずれにせよ、右の定義により、分配県民所得を帰属別に合計したものであるから、勤労所得、個人業主所得、個人賃料所得、法人所得（法人留保所得、法人税、個人配当所得）個人利子所得及び官公事業所得の六項目からなる。

これに反し一府県に居住する個人が、一定期間に実際に受取る経常的な所得、換言すれば、個人に対し一定期間内に実際に支払われる所得は県民個人所得と呼ばれる。従ってこれは、分配県民所得の法人留保所得、法人税、官公事業所得の代りに政府公共団体及び事業からの振替所得と一府県民が他府県民から受取る仕送金の純額とを加えたものであるが、その外に分配県民所得は発生した時点で所得を捕捉して合計するのに反し、県民個人所得は実際に支払われた時に考えられる。

県民所得統計の発展と県民所得標準方式（後藤）

る所得概念であり、課税所得とも比較的近いものである。一府県の居住個人が、生産に参与する場所が居住する府県であろうと他府県であろうと問わないから、県民所得推計上の問題である県際関係についても最も問題の少い所得である。個人所得からは国及び地方の個人税と個人の家計費が支払われ、残余は貯蓄とみなされる。（別表第一表参照）

県民支出は一府県の居住者の労働と財産とによって生産された財貨及び用役を、支出面から市場価格で評価した総額であるから、個人消費支出、民間投資、財政支出の3項目からなる。

国民所得においては、これに間接事業税や価格差補給金を調整すれば、生産国民所得或は分配国民所得とバランスするのであるが、県民所得の場合は更に県際項目の調整を要するので問題が残る。

なお、式の民間投資の固定資本の補填部分を含まない純投資額のみを計上した場合には、県民純支出と称せられ、民間投資に固定資本の補填部分をも含めれば県民総支出となる。

### 3 県民所得の推計方法とその資料

県民所得の推計方法は、後に詳述するが、一応ここで三系列に分けて略説する。

- (1) 生産県民所得は、まず、農、林、水、鉱、工業等についてはその生産物数量をそれぞれの生産者実効価格で表わしたもののから、その生産に要した物的諸経費を控除することに、また、建設工業、交通業、商業、サービス業、自由業等については、夫々の総収入額（或いは総工率高、総売上高等）から所要物的諸経費を控除することによって得られる。

- (2) 分配県民所得及び県民個人所得の中の個人業主所得及び勤労所得の推計に当っては、男女別、産業別、地位別の就業人口数に夫々の一人当りの平均所得即ち俸給賃金或いは農家及び個人業主の一戸当り所得を乗じて合計する。

利子所得は預貯金残高、公社債残高に平均利率を乗じ、配当所得は所得税からの逆算により得られるが、ともに預貯金、公社債株式の個人、法人別保有高により、その中の個人分のみを推計計上する。小作料は田畑別小作面積に小作料を乗ずる。

法人留保所得は、会社統計、税統計及び法人経理状況に関する特殊なサンプル調査から得られ、官公事業所得及び振替所得は一般会社及び特別会計の決算書及び地方財政に関する諸統計から得られる。

- (3) 県民総支出の中の個人消費支出は、個々の財貨及び用役の中で個人消費に充当された数量に消費者実効価格を乗ずるか、或いは都市、農村別の家計費に夫々の世帯数を乗ずるのであって、これに用いる統計資料は、配給統計や、価格調査による実効価格及び家計費等である。

民間総投資の推計は、建設省の建築動態統計や工業統計等から生産耐久財の生産額を求め、在庫品増減を加えるのであるが、又金融統計から貸付純額を推計し、これに法人企業の自己投資分を推計加算する方法もある。純投資を求めるには、これから減価償却相当分を推計控除する。県外投資の推計には商品及び資金の府県毎の交流関係を示す計数が必要であり、捕捉困難な項目の一つであるが、詳細は他日にしたい。

財政支出は中央及び地方とも決算書から求められるべきである。

以上の如く県民所得の推計には凡ゆる経済統計が必要な

(別表) 県民所得統計各系列の関連表

第1 県民個人所得とその処分

借 方 (個人所得)			貸 方 (個人所得の処分)		
構 成 項 目	推計額	備 考	構 成 項 目	推計額	備 考
県民個人所得 1. 勤 勞 所 得 2. 個 人 業 主 所 得 3. 個 人 賃 貸 所 得 4. 個 人 配 当 所 得 5. 個 人 利 子 所 得 6. 振 替 所 得 7. 県 外 仕 送 り 金 8. 合 計	85		県民個人所得の処分 1. 個 人 税 等 (イ) 国 税 (ロ) 地 方 税 2. 個 人 可 処 分 所 得 (イ) 個 人 貯 蓄 (ロ) 家 計 支 出 3. 合 計	40	
	85			30	
	10			10	
	5			160	
	5			10	
	10			150	
	5				
	200			200	

第2 県民総生産と県民総支出

借 方 (県民総生産)			貸 方 (県民総支出)		
構 成 項 目	推計額	備 考	構 成 項 目	推計額	備 考
県民総生産 調整項目 1. 県 民 個 人 所 得 控 除 : 振 替 所 得 加 算 : 法 人 留 保 所 得 官 公 営 事 業 剩 余 金 社 会 保 険 掛 金 2. 県 民 所 得 控 除 : 価 格 差 補 給 金 間 接 事 業 税 減 価 償 却 等 差 統 計 上 の 誤 差 県 民 総 生 産	200	ここにい こう県民 所得240 所得は所 別240は された属 さに推計 のあるも が産業別 生産県民 所得も同 一産業を 把握した もとを考 られる	県民総 支出 1. 個 人 消 費 支 出 内 訳 : 主 要 食 糧 衣 服 費 そ の 他 2. 県 内 民 間 総 投 資 内 訳 : 住 宅 建 設 生 産 施 設 在 庫 品 純 増 3. 政 府 の 財 貨 用 役 購 入 内 訳 : 中 央 政 府 地 方 政 府 4. 県 際 関 係 出 県 民 総 支 出	150	
	25			90	
	50			20	
	10			40	
	5			50	
	240			10	
	10			30	
	10			10	
	5			60	
	5			35	
250	15				
	△10				
	250				

(注) 以上に掲げる第1, 第2のバランス表は仮設の数字を以て県民所得推計に際して国民所得推計と同様に, 個人所得, 分配所得, 生産所得及び総支出の各系列別に夫々独立に推計されるものが, 相互に如何なる関連にあるべきかを国民所得統計の個人勘定及び総括勘定に準じて一表に示したものである。

県民所得統計の発展と県民所得標準方式(後藤)



であつて、結果として正確な計数が得られるか否かは一に第一次統計資料の整備の程度如何にかかつている。然るに、府県別或いは地方別統計資料は極めて不十分なようであるから、県民所得の推計に当つては国民所得と同じく、或いはそれ以上の困難があるのではないかと思われる。地方別の統計資料の整備がまず要請される所以である。

ひるがえつて地方財計画や、地方経済復興計画を樹立するためには、県民所得は極めて重要な指標であることはいふまでもないから、凡ゆる困難を克服してよい推計にとむべきであろう。ただ現在においては不幸にして、極めて大まかな計数しか得られない実状であるから、その結果の利用に当つては、充分その点に反省が加えられねばならない。

県民所得の推計には種々の問題があるが、国民所得の三系列の概念並びにその相互関連を府県にあてはめた場合考えられる試案を次に掲げる。（本誌では省略）なお推計方法は、各県において利用し得る資料の状況如何にかかつているので細部には亘らず、専ら全体の構想を略述するにとどめた。

尚、分配県民所得については本誌では詳述を省略する。

（注）この所得推計試案においては、上記につづいて県民個人所得の概念とその推計方法について詳しく述べられているが、ここでは省略する。必要の向きは、経済企画庁編「戦後経済史―国民所得編」に掲載されているので、それを利用するのが便宜である。

## 別掲資料Ⅱ

### 県民所得推計に関する試案

（昭二六年一月経済安定本部財政金融局国民所得調査室編）

#### 1 県民所得の概念とその諸系列

県民所得とは、国民所得をさらにその国内の行政区画単位（都道府県）別に把握したものであるといふ。それゆゑに、先ず国民所得の概念について述べる。

最も一般的には、国民所得とは、一国民経済において、一定期間内に生産された社会的純生産物（サービスを含む以下同じ）の価値の総計であると定義される。

ここでいう純生産物の「純」という語は、いわゆる年生産総額から生産過程において消費された原材料、半製品等の中間生産物の価額を差しひき、生産に伴つて生じた資本設備の中

損耗を補填するに要する費用を控除した「生産純額」という意味である。

つぎに「国民経済」といってもそれには二つの見方がある。一つは、その地域から見たもので、他はその住民から見たものである。

この二つの見方の何れをとるかによって、国民所得に含まれる純生産物の範囲は相違する。前者即ち属地主義の見方によれば、その地域内における一定期間内の一切の経済活動によつて生産された純生産物はすべてその国の国民所得に包含される。従つてその生産諸要素である労働力、土地、資本等の提供者がその国の居住者であるか否とを問わない。これに反して後者、即ち、属人主義の見方によれば、生産諸要素の提供者がその国の居住者とみなされるならば、たとえ経済活動の場がその国の領域外であっても、そのものに帰属すべき純生産物はその国の国民所得に含まれ、逆にその国内の純生産物であっても国外の居住者に帰属すべき部分は除外されるのである。

このように属地主義と属人主義の何れをとるかによつて、非常な相違があるがイギリス、アメリカ、カナダ三国協定の

#### 県民所得統計の發展と県民所得標準方式（後藤）

趣旨、殊にわが国でとり入れてあるアメリカの解釈によれば、第一の見方によるものは「国内純生産」と規定され、第二の見方によるものを「国民所得」として、明確に区別をしている。

そこで、国民所得は、生産、分配、支出の何れの面から接するかによつて「国民純生産」「分配分の総額」「国民純支出」と呼ばれるが、夫々の構成項目が矛盾なく処理されるならば、同一の国民所得の数値をもたらす筈である。

これに対して「個人所得」という概念は、その国の居住者である個人が一定期間内に実際に受けつた所得の総計である。これは個人が経済活動に参加し、その生産諸要素を提供したことに對する反対給付であると否とを問わないし、法人の所得は含まない。県民所得は上に述べた国民所得の考え方を県という単位にあてはめたものである。ただ県民所得を考へる場合には国民所得におけるより以上に居住者の概念即ち県民の規定について問題がある。それでも理論的には国民所得と同じように属人主義で一貫することができよう。しかしながら、統計資料上はいわゆる實際關係の把握に制約があつて県民所得そのものの把握は断念せざるを得ない。従つて、

ここでは、さきに述べた「個人所得」と国内純生産に準じて「県民個人所得」と「県内純生産」との二系列（注）をとりあげた。

（注）以下においてこれらの系列も含めたものを固有の意味における県民所得と区別するため県民所得統計という。

以下夫々の概念を明確にすれば次の如くである。

(1) 「県民個人所得」これは「一定期間内に当該都道府県内に居住する個人が現金又は現物で実際に受けとつた所得の合計である。」

したがつて県民所得と異つて、法人留保所得、官公企業余剰は含まないが、政府公共団体等からの振替所得を含む、さらに県民相互間の単なる送金の純額をも加算したものである。この外に県民所得は帰属別に例えは、賃金、利子、利潤等の形で分配を発生時点で把握したものであるが、個人所得では、現実には分配された時点で把握する点が相違する。

県民個人所得は主として後に述べる人的方法によつて推計される。

アメリカにおける州民所得の推計は専らこの「個人所

得」を対象としているようである。

(2) 「県内純生産（付加価値による）」これは一定期間内に県内の各事業所において生産された社会的純生産物の価値を産業部門別に集計したものである。したがつてこれは、夫々の部門の事業所がその生産物の生産に要した要素費用の総額に等しい。

県内の純生産物であれば、他県民に所得として分配されるものを含むが、県外からの所得はその源泉が他県内の生産にかかるものであればこれを含まない。県内純生産は主として後に述べる物的方法（付加価値法）によつて推計される。

## 2 県民所得統計の推計方法

県民所得統計の推計方法としては、国民所得統計のそれに準じて人的方法と物的方法が考えられる。国民所得統計においては、物的方法は更に付加価値法と最終生産物法に分かれるが、最終生産物法は専ら国民総支出（又は国民純支出）の推計に用いられるので、ここでは考慮外においた。

### (1) 人的方法

これは又主観的方法あるいは直接法ともいわれ、一定期間内に県内居住者に帰属する所得を賃金、給料、利子、地代、利潤等帰属形態別に把握する方法である。これは主として産業別、業主、勤労者別人口に夫々の一人当り平均所得額を乗じて推計される。平均所得額は一般に賃金統計、税務統計或は標本調査等によつて求められる。

#### (2) 物的方法……付加価値法

これは客観的方法あるいは間接法ともいわれ、生産の各段階すなわち、産業部門別の生産額から物的経費を控除して夫々の部門における純生産物の価額を求め、これを集計する方法である。ここにいう物的経費とは、他部門から購入した財貨とサービスで生産過程において消じんされ、その部門の生産物の価額の中に移転されるものの購入に要した費用である。物的経費の総額は把握し難いので、一般には標本抽出調査によつて産業別に生産額に対する物的経費の割合を求め（これを控除率という）、その逆数（これを所得率という）を全生産額に乗じてその部門の純生産額を推計する。

### 3 県民所得推計の目的とその利用の限界

県民所得統計の発展と県民所得標準方式（後藤）

県民所得推計の目的は、国民所得統計調査の目的が「国民経済の総合的把握にあるのと同様である。しかし乍ら県民経済の循環は国民経済のそれ程明確でなく、県相互の入り繰りが複雑であるから、国民所得よりも、県民所得統計においては、経済の循環を分析する指標としての意義は比較的うすい。むしろ「県内純生産」あるいは「県民個人所得」の各系列別に、県と県又は年と年とを比較することにその利用価値が見出される。

これが夫々の構成項目別に対比し得れば、利用の分野は更に拡大されるが、概略次の如くである。

#### (1) 県民個人所得

- 1 有効需要の大きさを知りその分布の状況を知り得る。
  - 2 階層別に把握することが出来れば、所得分布の不平度を測定することができる。
- なお夫々の税負担の状況を知り得れば、県相互の比較をより有意義にする。

3 県民個人所得の推計調査を継続すれば、既に与られた経済諸施設が県民経済に如何なる影響を及ぼしたかを知り得る。これを経済施策樹立の基礎資料とするこ

とが出来る。

(2) 県内純生産（附加価値による）

1 一県経済の生産力の高さ、発展のテンポを他県或いは日本全国のそれとの比較において把握し得る。

2 産業構造の変遷、県相互間の相異を概観することができる。

3 県相互間、或は県内各産業間の労働生産性を比較し得る。

4 所得率変動の状況を把握し得る。

(3) その他

以上に述べた県民個人所得に対して県内に本店を有する法人の直接税及び留保所得を加算すれば、いわゆる分配所得の計数が求められ、分配県民所得に一步接近したものを求めることが出来る。これは県民所得ではないが、已むを得ざる場合は県民所得の代用として担税力の測定その他に利用することが出来る。

以上主として、県民所得統計の実績調査の目的とその利用に関して各系列別に概観した。

県民所得統計の調査目的を予測の計数を把握することにお

き、これを諸施策樹立の基礎資料に用いようとする傾向もあるが、資料の現状では、実績調査そのものの信頼度も低いため、直ちにこれを基礎として予測を行なうことは危険である。したがって予測の計数を求めて直接諸施策樹立の基礎に用いることは二、三年後に譲り、ここ当分は県民所得調査に必要な基礎的経済統計の整備に主力を注ぎ、以て実績調査の信頼度の向上をはかることが望ましい。

4 県民個人所得推計要領（省略）

（注）これは本試案の中心をなす部分であるが、ここでは紙数の都合で省略する。必要の向きは、経済企画庁編「戦後経済史―国民所得編」に掲載されているので、それを利用するのが便宜である。

別掲資料Ⅲ

県民所得の標準方式

（昭和三十一年六月、経済企画庁

調査部国民所得課編）

第一 県民所得推計基本要領

## 1 県民所得推計の目的

県民所得の推計は、県民経済の循環構造を可能な限りにおいて把握し、県自体の財政経済施策の樹立に資し、さらに県民経済相互間の比較を可能ならしめ、国民経済の地域的分析及び国民経済的視野にたつ経済施策の樹立にも役立つことをその目的とする。

## 2 県民所得の系列

県民所得は、基礎資料整備の状況に鑑み、県民所得の循環構造を一貫した形でとらえるために、本系列として、県内生産所得（産業構造）、県民個人所得（所得の分配構造）、県民個人所得（消費貯蓄の構造）を推計し、補助系列として、これを補充し、その信頼度を検討するためと所得の県際関係を明らかにすることを兼ねて県民分配所得及び産業別県民個人所得の推計を行うものとする。

## 3 県民所得の表彰形式

県民所得の本系列並びに補助系列の表彰形式は、基礎統計整備の状況に鑑み、国民所得統計の表彰形式に可及的に準じ、県相互間の比較を可能ならしめるよう第二に定むるところによる。

県民所得統計の発展と県民所得標準方式（後藤）

但し、県の特事情によって、第二の表彰形式によりがたい場合はその事由を注記する。

## 4 県民所得の概念及び内容

国民所得の概念及び内容は前項と同様、基本的には県民所得の概念規定に準ずるものとするが、基礎資料の制約に鑑みて、県経済構造の分析に大きな支障を来さない限度において簡素化するものとし（たとえば消費者負債利子、無体財産の賃貸所得などは削除する）、その詳細は第四に規定する。

なお従来の県民所得推計試案に示した概念を変更し、または明確にした主なる諸点をあげると次の如くである。

- (1) 県内生産所得では、畜産業や金融不動産業などの内容を明らかにし、さらに県内所得と県民所得との区分を明らかにするようにとめる。
- (2) 水産業の県内生産所得については水揚地主義によること。なお水産業の個人所得については居住地主義を通ずるようにとめること。
- (3) 個人所得では、振替所得、帰属利子、経費的諸税（個人業主所得計算における）についてその取扱いを明確にすること。

(4) 個人所得の場所的限定では、勤労所得についてはかなり厳格に規定するが、利子配当などについては可及的に居住地住主義を通すようにつとめることにする。

(5) 個人支出については個人税の範囲、個人消費支出及び個人貯蓄の直接推計の内容を明確にすること。

## 5 県民所得の推計方法

県民所得推計の信頼度を同一水準に保たしめることは、県民所得の相互比較を行なうために極めて重要であるから、その推計方法はつとめて統一された方法によることとするも、基礎資料の整備がかなり進んでいる県と、遅れているところがあるので、後者についても県経済独自の特徴が把握され、可及的に前者との比較可能な計数をうる推計につとめることとする。

推計方法は、県内生産所得のうち第一次、第二次産業については、物的方法によるが、第三次産業は物的方法による推計が、極めて困難であるので、主として人的方法によることとする。個人所得については人的方法によるが、林業、水産業(勤労及び個人業主所得)については物的方法を主とし、人的方法も併用することとする。なお個人支出については、な

るべく物的方法によるチェックを行うこととする。

県民所得の推計方法は、国勢調査の行なわれた昭和三〇年の推計を目標として定めるが、県民経済の成長率を一貫してみるためにも、なるべく遡って、出来うれば昭和二五年までの計数をも推計しようように定める。この方法は、昭和三五年の国勢調査のある年まで一応踏襲すること。

この線に沿って推計方法を別冊として纏めることとする。なお推計方法作成上特に注意すべき主な諸点をあげると次の通りである。

### I 県内生産所得

(1) 林業、水産業の推計方法についてはつとめて統一した方法による。

(2) 製造業の推計は、出荷額でなく生産額によつて推計を行うようにつとめること。なお官業剰余(製造業とみなされる)の県内純生産相当分を加算すること。

(3) 国鉄、電々などの推計は、可及的に当該県の売上収入、路線別営業度、管区別廻杆、人軒収入などの資料から物的方法によつて行うようにつとめること。

### II 個人所得

- (1) 産業別の雇傭者数（臨時日雇を含む）と個人業主数については（但し農林水産業を除く）、国勢調査のある年次はこれによる。その他の年次はこれを基礎とし、三年ごとに行われる事業所調査、県労働調査、あるいは地方毎勤などの傾向を考慮して、県の雇傭構造の推移を把握するようにつとめる。
- (2) 農林水産業外の勤労所得推計に際しては、小規模事業所の給与を平均所得に反映させること。
- (3) 農林業個人業主平均所得の算定には零細規模の所得を反映させること。
- (4) 地代家賃の推計（単価）は、住宅調査の結果をもとに行い、地代は別個に推計を行わない。
- (5) 帰属利子の推計は統一的に行うこと。
- (6) 個人配当の推計は居住者受取分を推計すること。
- (7) 個人所得の産業別組替（産業別個人所得）は、勤労取得と個人業主所得のみにとどめ、このうちでも兼業所得、受刑者手当、社会保険負担および内職などについては組替を行わず一括して表章する。

### Ⅲ 県民個人支出

県民所得統計の発展と県民所得標準方式（後藤）

- (1) 個人貯蓄の推計は、個人所得からの差引計算として求める。但し別途直接推計によつてチェックを行うとともに、その結果を参考として明示すること。
- (2) 個人消費支出には帰属サービス消費をも推計する。また雑費の諸項目の調整については、なるべく国民所得に準ずるようにつとめること。

### Ⅳ 県民分配所得

- (1) 法人所得の配当所得と個人所得の個人配当との区分をなくしたほか、県内法人所得の推計を行わないこととした。

- (2) 官業剰余は、県民分配所得には計上せず、別枠として取扱う。

なお全般的には国全体のベースで設計された標本調査の結果を府県別に利用する場合は、あらゆる資料を通じて検討を行うこと。

### 6 県民所得推計結果の検討

県民所得推計の信頼度を向上させるためには、基礎資料の現状に鑑みて、特にその推所結果をあらゆる面から検討することが重要である。



これがためには、本系列相互間や本系列の補助系列による照合などを行い、さらに既存統計資料による個別的な諸検討も行うこと。

たとえば、産業別個人所得の農業、あるいは製造業については農業及び工業の生産センセスなどによって、その県の全国的な位置づけの検討などを行う。さらに類似県との比較も行うとともに、県行政各部署ならびに専門家の意見を徴し、極力その推計結果の信頼度の向上を図ること。

## 7 県民所得の推計期間及び推計完了時期と

### その発表

県民所得の推計期間は、主要系列については各府県の実情に鑑みて暦年を基準とする。

推計完了の時期は、対象年次の翌々年三月末とすることとし、なるべく統一された形で発表する。

## 8 基礎資料の整備について

県民所得統計によつて県民経済ないし地域別経済構造の分析をよりの確に行うためには、全国的に同一水準の、より一層高い信頼度の推計がえられることが必要であるが、この基本的な問題は一にかかつて基礎資料の整備にある。ところが

現状においては、各県の特事情により基礎資料整備の状況がまちまちであり、かつ国の企画にかかる諸統計は、主として全国一本の企画によつて行われている。したがつてこれらの諸点に鑑みて、地域経済の構造が判明するような基礎統計資料の整備を中央においても重点的にすすめること、特に本系列の推計において問題となる主なるものをあげれば、地域別労働力調査、小規模企業経営の地域別調査、さらには地域別農家経済調査およびその他の個人業主調査全般について基礎資料が不備である。補助系列については、地域別産業所得率調査、第三次産業の所得調査などが僅少である。

以上の資料の不備を可及的に整備するようつとめること。

（附）本県民所得推計方式は昭和三〇年分の推計から実施すること。

## 第二 県民所得の表章形式

### 一 主要系列

第1表 県内生産所得

区 分	生 産 額	所 得 率	所 得 額	構 成 比	所得額の 対前年比
項 目	百万円	%	百万円	%	
1. 総額(県内生産所得)					
2. 第1次産業					
(1) 農 業					
(2) 林業及狩猟業					
(3) 漁業及水産養殖業					
3. 第2次産業					
(4) 鉱 業					
(5) 建 設 業					
(6) 製 造 業					
4. 第3次産業					
(7) 卸売及小売業					
(8) 金融保険及不動産業 (内自家消費用住居)	( )	( )	( )	( )	( )
(9) 運輸通信及その他の 公益事業					
(10) サ ー ビ ス 業					
(11) 公 務 能					
(12) 分 類 不 能					
5. 調 整 項 目					

(注) 第三次産業を人的方法によって推計する場合は官業剰余はこれを含めない

第2表 県民個人所得

区 分	実 額	構 成 比	対 前 年 比
項 目	百万円	%	%
1. 総 額 (個人所得)			
2. 勤 労 所 得			
(1) 賃金及俸給 (発生額)			
(2) そ の 他			
(3) 控 除: 社会保険負担			
3. 個人業主所得			
(1) 農林水産業 (発生額)			
(2) 農林水以外の産業 (発 生 額)			
(3) そ の 他			
(4) 控 除: 国民健康保険税			
4. 個人賃貸料所得			
5. 個人利子所得			
6. 個人配当所得			
7. 振 替 所 得			

第3表 県民個人支出

区 分 項 目	実 額 百万円	構 成 比 %	対 前 年 比 %
1. 総額(個人所得の処分)			
2. 個人消費支出			
(1) 飲食費			
(2) 被服費			
(3) 光熱費			
(4) 住居費			
(5) 雑費			
3. 個人税及税外負担金			
4. 県外への純送金			
5. 個人貯蓄			
6. 直接推計による個人貯蓄			
(1) 個人業主の純投資			
(2) 預貯金増加			
(3) 直接証券投資			
(4) 住宅純建設			
(5) 控除:借入金純増			
7. 誤差と脱漏(5-6)			
8. 個人可処分所得(1-3)			

(参考)

立命館経済学(第十八巻・第五・六合併号)

二 補助系列

第4表 県民分配所得

区 分 項 目	実 数 百万円	構 成 比 %	対 前 年 比 %
1. 総額(県民分配所得)			
2. 勤労所得(発生額)			
3. 個人業主所得			
4. 個人賃貸料所得			
5. 個人利子所得			
6. 法人所得			
{ 法人税			
{ 個人配当(含重役賞与)			
{ 法人留保			
7. 公営事業' 剰余			

二一〇(五六六)

第5表 産業別県民個人所得

項 目	区 分	実 額	構 成 比	対 前 年 比
1. 総 額 (産業別個人所得)		百万円	%	%
2. 産業別勤労及び個人業主所得				
(1) 農 業	業			
(2) 林 業 及 狩 猟 業	業			
(3) 漁 業 及 水 産 養 殖 業	業			
(4) 鉱 業	業			
(5) 建 設 業	業			
(6) 製 造 業	業			
(7) 卸 売 及 小 売 業	業			
(8) 金 融 保 険 及 不 動 産 業	業			
(9) 運 輸 通 信 及 そ の 他 公 益 事 業				
(10) サ - ビ ス 業	業			
(11) 公 務	務			
(12) 分 類 不 能	他			
(13) そ の 他	他			
3. そ の 他	除：社会保険負担金			

(注) 本系列は第2表の県民個人所得を所得源泉産業別に組替えたものである。但し、組替は勤労所得と個人業主所得に限定し、この中でも兼業所得、受刑者手当、社会保険料雇主負担、内職などは組替えを行わず、その他に一括する。

別掲資料Ⅳ

県民所得標準方式(昭和三年六月)に関する補論一

法人所得推計の資料と方法について

1 ま え が き

1 県民所得における法人所得推計の方法については、各府県の取扱いが必ずしも整っていないように見受けられる。標準方式に示された方法も、その概念規定には明確さを欠く点があり、資料の入手にも困難が多いようであるから、指針として、あまり役立つものとは考えられない。

そこで、どの府県にも共通して入手可能な資料に基づいて、平易に推計作業がおこなわれ、かつその結果が実際のな目的に照して明確に表示される方式が考えられることが望ましい。

このような見地から、従来、若干の府県においておこなわれてきた方法に小さな修正を加え、記述を明確にした程度の一つの試案をここにお示しする。この案にはなお解決をみていない点や改善すべき点が少くないけれど

も、現在の段階において大方の御参考になれば幸いと考へて  
いる。

2 概念上の問題として、今日まで、本社所在地をもつて  
居住地と判定し、県内に居住地を有する法人の所得、すなわ  
ち、県内に本社のある法人の所得をもつて県民法人所得と呼  
称してきた。思うにこれは、推計の基礎として国税資料を多  
用した都合上、本社所在地をもつて納税地とする法人税法の  
規定に準拠せざるをえなかつた事情によるものと考へられる  
が、資料入手上の都合を別にすれば、この判定基準は県民所  
得推計目的に合致するものとはいひ難い。今日、大法人の多  
くは東京、大阪に本社を集中しつつあるけれども、これらの  
法人の所得がすべて東京または大阪において発生したとみる  
のは明らかに事実と反するであろうし、また統計利用者の立  
場からみて、こうして求められた計数がどんな意味をもつ  
か判断に苦しむだろう。

法人所得とは端的にいつて法人利益の集計である。法人利  
益の造出に本社機能の果す役割（特に資金、資本の調達機能）は  
無視できないけれども、基本的には、その地域の労働力、投  
資物件、または資源を組み合せることによって利益が造出さ

れたものとみることが、より妥当なもののように思われる。

地方税法は、二以上の道府県において事業所をもつ法人の、  
事業税課税標準の分割について、関係道府県に所在する事務  
所または事業所につき、課税標準額の総額を、電気供給業、  
ガス供給業および倉庫業にあつては、その事業所の固定資産  
の価額に、地方鉄道事業および軌道事業にあつては、軌道の  
延長キロメートル数に、および保険業にあつては、その二分  
の一を事業所または事務所の数に他の二分の一を事務所また  
は事業所の従業者の数に、その他の事業にあつては、その事  
務所または事業所の従業者の数に按分しておこなうものと規  
定している（地方税法第七二条の四八）。地方税法の課税標準は  
原則として所得金額であり、上記の按分規定は、所得の造出  
と強い関係があり、かなり比例的と見られる諸条件に、按分  
の根拠を求めたものであつて、これはそのまま法人利益の地  
域別分割に適用可能なものと認められる。

このようなことから、もし事情（資料上の）が許すならば、  
従来とられてきた居住地判定基準を改めて、われわれが県内  
法人所得と呼称してきたものを分配県民所得の一項目として  
掲ぐべき時期がきたように思う。すなわち、県内本社法人の

所得から県外支社分を除き、県外本社法人の所得のうち、県内支社分を加えたもの、これを法人所得として掲げれば充分であろう。

3 法人所得に関する資料として税務上の計数が選択されることは賢明なことである。これは全法人の悉皆記録であり、税務当局の監査を経た計数であるという意味ばかりでなく、税法上の拘束の上に算出された利益であるという意味で、計上（公表）利益を総集計したと仮定した場合よりも遙かに企業による恣意的な利益調整を排除するものである。

ところで、既述の理由から、国税資料に替えて県税事業税関係資料を利用することが望ましい。県税関係計数も逐年整備されつつあって、今日の段階では所得推計の基礎資料として内容的にも立派なものであり、また入手上の困難もいむしろしく緩和される利点がある。殊に各府県が自治庁に提出する道府県税の課税状況等に関する調（以下、課税状況調という）は有用であつて、このうち次の六統計表からは直接必要な計数を求めることが出来る（表番号は課税状況調の付番である。これらの統計表については末尾に様式を添付した）。

(1) 第一四表 法人の所得金額に関する調

県民所得統計の發展と県民所得標準方式（後藤）

(2) 第一七表 分割法人の所得金額に関する調

(3) 第二〇表 電気供給業等に関する調

(4) 第二一表 分割法人にかかる収入金額調

(5) 第二三表 非課税事業に関する調

(6) 第二四表 法人税の所得金額と異なる金額の調

4 この試案は以上述べたような概念上および資料上の変更の上に考慮されている。手続上の概要を述べると、次の通りである。

総額推計

手続第一 事業税対象所得の集計

手続第二 事業税非課税分につき相当額加算

手続第三 当期欠損金の控除

手続第四 繰越欠損金当期控除額の加算

配分推計

法人所得の処分に関する統計表を設けて、所得の県内留保分と県外流出分を区分し、これをさらに可能な範囲で処分目的にしたがって細分する。

2 推計方法とその資料について

（総額推計）

1 総額推計の方法は次の通りである（末尾の統計表様式を参照しながらお読み願いたい）。

手続第一 事業税課税対象所得 (A)+B)

資料 第一四表、第二七表、第二〇表および第二二表

(A)所得課税分 第一四表の差引計欄の(ト)+(チ)+(ウ)+(ク)

(B)収入金額課税分 ㊸+㊹

a 県内法人 第二〇表の県内法人所得金額欄 (ウ)+

(ク)+(ク)

b 分割法人 1)+2)+3)

1) 電気供給業

(第21表の(イ)+(ウ)の金額) ×  $\frac{\text{第20表の(イ)の金額}}{\text{第20表の(イ)の金額}}$

2) ガス供給業

(第21表の(ロ)+(ハ)の金額) ×  $\frac{\text{第20表の(ロ)の金額}}{\text{第20表の(ロ)の金額}}$

3) 損害保険事業

(第21表の(ニ)+(ヒ)の金額) ×  $\frac{\text{第20表の(ウ)の金額}}{\text{第20表の(ウ)の金額}}$

手続第二 事業税非課税業種所得

資料 第二三表および第二四表

第二三表の㊸の金額+第二四表の㊹の金額

手続第三 当期欠損金額

手続第一および第二の集計金額×欠損率

欠損率は国税資料により算出（後述）

手続第四 加算すべき当期控除繰越欠損金額の算出計数は国税局法人税課より求める。

以上、第一、第二および第四の金額を加算し第三の金額を控除したものをもって法人所得とする。

2 推計資料に関する説明

(1) 分割法人、県内法人（第一四表関係）……分割法人とは、事務所または事業所を二以上の府県に有していて課税標準を按分する要のある法人であり、県内法人とは事業所を県内にのみ有する法人である。分割法人のうち本県本店分として、第一四表に記載されている額は、当該県に本社をもつ法人の当該県分として分割された額であり、他県本社分とは他県に本社をもつ法人の当該化への分割額である。したがって前者は第一七表の③の金額に合致し、後者は同表の⑥の金額に合致する。これらの集計、すなわち第一四表の(ト)および(チ)の合計額は、収入金額を課税標準とする法人等を別にすれば、県内本社法人の所

得から県外支社分を除いたものに、県内本社法人の所得のうち県内支社分を加えた額、すなわち、県内（普通）法人所得の概念に一致するものである。

(2) 特別法人等……特別法人、公益法人についても上記概念と一致する計数がとられていることから、この金額をそのまま含めればよろしい（第一四表の(ロ)および(ハ)。）人格なき社団等については、法人所得が一応法人格を有するものに限定しているので含めない方がよろしい。清算法人については清算所得が計上されるのであるから、含めてはならない。

(3) 年度区分……ここで現年度分とは、二月一日から翌年一月三十一日までに事業年度が終了する法人（申告期限は二月末遅れるから、このことは四月一日から三月末日までに申告期限が到来する法人のことを意味する）の、その事業年度分をいい、過年度分とは現年度以外の事業年度分をいう。ここでの問題は二つある。第一は、所要の計数は、推計期間中に発生した所得であるべきであるが、ここで得られる計数はその期間中に事業年度の終了した法人のその事業年度分の所得であって、両者は一致するものでない

県民所得統計の発展と県民所得標準方式（後藤）

ということである。このような期間のズレについての調整は不可能であるから、継続的にこの年度額をもって暦年額として計上することもやむをえない。計数を一カ月前にずらす等の措置はかえって誤りを大きくするものである。第二に、推計方法では現年度分、過年度分の合計額をとることとしているが、現年度分のみについてとるべきではないか、また何故「差引計」欄の計数をとるのかという疑問が生ずるのである。これは次のような事情によるものである。税務上の計数は、申告書の提出によって第一次的に確定するけれども、その後、税務当局の調査によって逐次追加的な異動がある。「増額となったもの」および「減額となったもの」の欄は、都道府県知事の更正または決定の行為によって異動したものおよび税務署の更正または決定に基づいて自主的に事業税の修正申告をおこない異動したものが含まれるが、これらの処理は当初の申告書提出より早くて数カ月、遅ければ一年以上遅れるであろう。したがってこの欄では当然に過年度分がかなりの額に達する訳である。そのような事情で現年度分のみをとればいじむるしく過少になり、一年後の

二一五（五七二）



課税状況からこの表の過年度分を加算したとしても、この過年度分には前年度分と共に、前々年度分も、それ以前も含まれているから正確は期し難い訳である。そこで、納税義務者の申告に対する誠実度および税務当局の事務処理の進捗度合に毎年大きな変動がないものと考えて、現年度分の計数には、過年度分に見合う程度の洩れがあると見做して過年度分を共に含める訳である。「差引計」欄の金額をとる理由も、このような税務上の追加的利益を考慮に入れるためである。もし府県によって、申告是認になった額および修正申告または更正決定によって異動した額の基本となった申告金額が求められるならば、その基本となった当初申告額に対する異動後の所得金額の比率を増差率として、現年度分申告額に乗ずる方法も望ましいであろうが、このような資料の入手は現在のところ望み難いだろう。

- (4) 収入金額課税分について……第二〇表には収入金額を課税標準とする業種の、同期間の法人税課税標準となった所得金額が記載されており、県内法人分についてはこの金額をとればよい（これらの業種において法人税法の所得

金額と地方税法の所得金額には殆んど相違がない）。この表は本社所在地の道府県において記入することとなっているから、分割法人についてはこのままの計数では不適当である。そこでまず第二一表において、分割法人のうち当該県分（他の都道府県支店分を除き、他県より受ける分を含める）の収入金額（第二表の②欄+⑥欄）を求め、これにこれら業種の所得率を乗ずればよろしい。その所得率は、例えば電気供給業については、 $\frac{\text{第20表の(1)の金額}}{\text{第20表の(2)の金額}}$ とればよろしいし、またこの欄の金額が基準とするに不適当であれば、 $\frac{\text{第20表の(1)の金額}}{\text{第20表の(3)の金額}}$ によればよろしい。他の業種についても同一の考え方をとればよいであろう。

しかし生命保険事業は、そのほとんどが相互会社組織であって、国民所得概念上は個人部内に含まれるから、法人所得算定の対象とはならないことに注意すべきである。

- (5) 非課税事業の所得について……非課税事業として新聞業、新聞送達業、学術研究等の出版業、教科書供給業、一般放送事業、林業および鉱物採掘事業があるが、第二三表も県内本社法人についてのみ記載されており、県外

本社法人については記載されていないので、分割の問題が生ずる。ただしこれらの業種のうち、鉱物の採掘事業を除いては分割または他の方法を用いて県内法人所得の概念に合せる作業をおこなう程の実益はないものと思われる。したがって大きな鉱山会社事業所のない府県においては本表の(ロ)の欄額をとれば足りるが、大鉱山会社のある府県においては他の方法を考慮する必要がある。なお、地方税法は医療法人の社会保険診療の所得を非課税としているので、第二四表の(ロ)の金額を加えるのである。

(6) 欠損率について……手続第三の欠損率は、国税資料(原則として国税庁統計年報書)を基礎として算出する。すなわち同年報書会社業種別表(三二年度)または会社資本金階級別表(二九年度および三〇年度)には、各県別に利益金額および欠損金額が記録されており、この欠損金額の利益金額に対する比率をもって欠損率とする。三二年度分については同年報書に掲げられていないので国税局(法人税課)で求めねばならない。資料は本社所在地主義で把握されたものであるけれども、率としてこれを用いる場合には、それ程不合理ではない筈である。ただし、県

県民所得統計の発展と県民所得標準方式(後藤)

外本社法人のうち、大規模かつ経理内容のすぐれた(あるいは劣った)会社の比重が大きい等、特殊な場合には、業種別の欠損率とか、全国的な欠損率により修正をおこなうことが、より実情に適したものであるであろう。年報告書の刊行はかなり遅れるものである(三二年度分は三四年二月頃刊行予定)、暫定的なものとしての国税局法人税課の協力を得て、その部内資料「法人税処理状況報告書」または「法人税申告状況報告書」によらねばならない。もし申告の段階で把えた計数しか求め得ない場合には、調査の結果、利益金額は今後増加する傾向をもち、欠損金額は今後減少する傾向をもつものであることを了解した上、利用されることが望ましい。

(7) 繰越欠損金控除額について……加算すべき繰越欠損金控除額についても、国税資料によらねばならないから、ここでの概念に合致するために分割の問題が生じる。この場合留意すべきことは、この金額の大きさまたは動きが、繰越欠損金の有無および業況の変化に左右されるものであって、課税対象となった所得金額の大きさは特別な相関関係はないということである。繰越欠損金控除

額が大きいのは、不況が永く続き欠損が累積した業界において業績好転の場合である。したがって特定の大企業の決算が法人所得の総額に相当の影響を与えているような府県では、この企業の過去の決算状況が繰越欠損金控除額を通じて大きな影響をもつ訳である。このようなことからその分割はかなり難しいことであり、それぞれ各府県の実状に応じて長期的に使用に耐えるような形で配慮される必要がある。県内本社法人（特に県内活動法人）の比重が大きい府県にあっては、調整を加えず国税計数をそのまま用いても大きな誤りはないであろうし、むしろそれが望ましいようにも思われる。

なお、法人税法には欠損の繰戻しの制度があり、繰戻しをうけた税額に相当する所得分だけ洩れることになるけれども、これは調整の方法がないように思われる。

（配分推計）

3 配分推計の方法

分配県民所得の項目には総額のみを掲げることとし、別個に次のような「法人所得の処分」についての説明表を掲げた

らよいと思われる。

法人所得の処分

法人所得総額	.....
Ⅰ 県内留保	.....
1 租税および税外負担	.....
2 個人配当および法人留保	.....
Ⅱ 県外流出	.....
1 租税および税外負担	.....
2 その他	.....

推計の前提として、法人所得の発生とその処分とを地理的に区分し、県外に本社を有する法人の所得は租税等の強制による場合を除いては本社所在地において処分されるものと想定する。

手続第1 Ⅰの1は地方税および地域的な税外負担がこれ

に含まれる。すなわち普通県民税（均等割および税額割）

および市町村民税（均等割および税額割）の現実の収納額

が基本となり、罰金、料料等も含まれる。

手続第2 Ⅱの1は国税、特に法人税よりなる。これは法

人所得の総額に実行税率<sup>(注)</sup>を乗じて発生すべき税額の概算

額を計上する。

(注) 実行税率は三二年度は三七・三八多程度、三三年度は三  
五・三六多程度である。

手続第3 IIの2の項目の額は、<sup>(1)</sup> 県外本社法人の所得から  
次のものを控除した残額とする。

(a) 県外本社法人所得に見合う法人税概算額  
(b) 県外本社法人の負担した当県分地方税

(a)については県外本社法人所得に法人税実行率を乗じて求  
め、(b)についてもし現実収納額が求められないならば、(a)に  
よって概算した法人額税に各都道府県の条例によって定める  
<sup>(2)</sup> 税率を乗じて概算額を求める。

注(1) 県外本社法人の所得は第一四表の(ハ)(ニ)の金額に、第二  
一表の⑥欄の金額に、それぞれ所得率を乗じて算出した所  
得金額を加え、これに当期欠損金および繰越欠損金控除額  
についての所要の調整をおこなって算出する。

注(2) 地方税法規定の標準率は次の通りである。  
道府県民税法人税割—法人税額の五、四%、均等割—年  
六〇〇円。

市町村民税法人税割—法人税額の八、一%、均等割—  
二〇〇—二、四〇〇円。

手続第4 Iの2の項目は、法人所得の総額からIの1お  
よびIIの金額を控除して算出する。

県民所得統計の発展と県民所得標準方式(後藤)

#### 4 「個人配当および法人留保」の項目について

ここでの個人配当とは、租税以外の社外流出分のうち法人  
に対する配当を除いたものであって利益処分の役員賞与金も  
含まれている。「個人配当」と「法人留保」はそれぞれ別個  
の項目とすることが望ましいが、今日の資料入手状況から両  
者のいずれかをも独立に推計することはかなり困難であるの  
で、ここでは分割せず掲げたものである。しかし実際上の目  
的から分割することが必要である場合には次のような方式も  
考えられよう。

- (a) 県内本社法人所得  
×個人配当率  
×株主の県内居住割合
- (b) 県外本社法人所得  
×個人配当率  
×株主の県内居住割合
- (c) 県内本社法人所得  
×個人配当率  
×株主の県外居住割合
- (d) 県外本社法人所得  
×個人配当率  
×株主の県外居住割合
- 県内留保、個人配当へ
- 県外流出、その他へ

(注) 個人配当率=利益に対する配当率×個人所有株式の割合  
+役員賞与率

資料は法人企業統計および株式分布状況調による。

このような方式をとる場合には、県外流出の「その他」の項目の算出に当っては、(b)と(c)の差額について県外本社法人所得を調整する必要がある。この方式の欠陥は、株主の県内（県外）居住割合については全く推定によらざるを得ないということ、および個人配当率についても全国的な計数を基礎とせざるを得ないということであって、このような状況における推計作業には担当者の恣意的な判断がともない易いので、ひいては長期的な年次比較として耐えうるであろうかという疑義がもたれる。

### 3 あ と が き

以上推計の方法および資料について概略の説明をおこなったが、ここに記述した方式においても、なお取扱いの方向を

示唆した程度にとどまる分野——例えば繰越欠損金控除額の取扱いや個人配当と法人留保の関係——がある。これらの点については各府県で実状に応じて現実的な処理をおこなうことが必要と思われる。

また、ここに記述されていないけれども、真に法人所得の概念に合致するためには、税法の諸規定による利益計算の歪みを是正する要——例えば諸準備金、引当の繰入額、取崩額の差額調整、交際費損金不算入額の調整等——があるが、資料の入手に困難があるので、現段階においては調整の手続はとられていない。

なお、参考とすべき資料としては、国民所得資料月報九四号（昭和三年五月）「県民所得における法人所得の概念と推計方法」がよいように思われる。

推計の基礎資料となる県税関係統計表の様式

(府県民税課税状況簿より抽出)

1) 第14表 法人の所得金額に関する調(法人事業税)

区	分	甲		増額となったもの 所得金額 又は清算 所得金額 千円	法人数	事業 年度数	減額となったもの 所得金額 又は清算 所得金額 千円	法人数	事業 年度数	差引 計 所得金額 又は清算 所得金額 千円
		法人数	事業 年度数							
普通法人	県分	現年度	所得金額 又は清算 所得金額 千円							(イ)
	本店	現年度								(ロ)
	他店	現年度								(ハ)
	県内 法人計	現年度								(ニ)
	別益	現年度								(ヘ)
	法人 計	現年度								(ホ)
	特 公 格 人 清	現年度								(フ)
		現年度								(ク)
		現年度								(ケ)
		現年度 計								(コ)

2) 第17表 分割法人の所得金額に関する調

区	分	当該都道府県内に主たる事務所を有する法人				他の都道府県内に主たる 事務所を有する法人				合 計		
		事業 年度数 ①	法人 数 ②	所得 金額の 数 ③	当該都道府 県の 分割 額 ④	事業 年度数 ⑤	法人 数 ⑥	所得 金額 ⑦	当該 所 ⑧	事業 年度数 ①+④	法人 数 ②+⑤	所得金額 ③+⑦
現年度												
年度												
計												

3) 第20表 電気供給事業等に関する調

区分	法人数	割		人		法		内		法		人		計	
		収入金額 千円	所得金額 千円	法人数	収入金額 千円	所得金額 千円	法人数	収入金額 千円	所得金額 千円	法人数	収入金額 千円	所得金額 千円			
電気供給事業	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)
ガス供給事業	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)	(28)	(29)	(30)
生命保険事業	(31)	(32)	(33)	(34)	(35)	(36)	(37)	(38)	(39)	(40)	(41)	(42)	(43)	(44)	(45)
損害保険事業	(46)	(47)	(48)	(49)	(50)	(51)	(52)	(53)	(54)	(55)	(56)	(57)	(58)	(59)	(60)
合計	(61)	(62)	(63)	(64)	(65)	(66)	(67)	(68)	(69)	(70)	(71)	(72)	(73)	(74)	(75)

4) 第21表 分割法人にかかる収入金額調

区分	法人数	他の都道府県に分割すべき分		他の都道府県から分割をうける分	
		収入金額 千円	所得金額 千円	法人数	収入金額 千円
電気供給事業	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
ガス供給事業	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
生命保険事業	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)
損害保険事業	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)
合計	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)

5) 第23表 非課税事業に関する調

区分	法人数	事業年度数	人		備考	
			所得金額 千円	個人	所得金額 千円	
新聞送達出版業	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
新聞研究等取扱業	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)
新聞印刷書送業	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)
教科書送業	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)
一般送業	(25)	(26)	(27)	(28)	(29)	(30)
林物の採掘事業	(31)	(32)	(33)	(34)	(35)	(36)
計	(37)	(38)	(39)	(40)	(41)	(42)

6) 第24表 法人税の所得金額と異なる金額の調

区 分	法 人 数	事業年度数	所得金額 千円	備 考
輸 出 所 得①		(イ)		
社 会 保 険 診 療 等 の 所 得②		(ロ)		
法人税の課税がある場合の繰越欠損金額③		(ハ)		
内国法人の外国から生じた所得④		(ニ)		
差 引		(ホ)		

注 この別掲資料は経済企画庁経済研究所国民所得部編「県民所得統計」至誠堂 昭和三七年刊による。

別掲資料V

「県民所得標準方式」(昭和三二年六月)に関する

補論二

「県民所得の標準方式」における

問題点と改善方向について

「県民所得の標準方式」が三二年六月制定せられてからすでに五年有余を経過したが、その間各種基礎統計の整備、所

得推計の精度向上等の事情から標準方式の改訂が各府県所得推計担当者から要望されるようになり、特に最近においてはいわゆる県民経済計算方式を採用する県も生じてきたのでこの要請が強くなってきた。

ここに取りまとめた資料は今まで当部が県民所得のブロック会議等で提出されてきた議題を中心として「標準方式」における問題点をとりあげたものである。あわせて改善方向(試案)についても付記したが、これは、こんごの検討を経て、将来の改訂標準方式に織込まれる予定である。



項目	問題点	改善方向
<p>I 県民所得の系列</p> <p>II 県民(内)総支出の推計について(いわゆる県民経済計算方式の採用)</p> <p>II 表章形式</p> <p>(1) 県内生産所得</p> <p>(2) 県民個人所得</p> <p>(3) 県民分配所得</p> <p>IV 各系列の概念</p> <p>(1) 生産所得</p> <p>(イ) 畜産業および林業</p>	<p>主要系列と補助系列とに分れているが、その後の各府県の推計状況を見ると一部府県(栃木、群馬、埼玉、東京都)で主要系列である「県内生産所得」に未だに「公表されておらず、補助系列としての「県民分配所得」については全府県が公表している状況である。</p> <p>最近、県民経済の全体的な把握、地方政府の財政施策の樹立等の必要性から、県民総支出の推計の必要が叫ばれるようになり、一部府県(富山、福井、青森等)では既に実施中である。今後、第に推計をおこなう県が増加してくるものと考えられるので、標準方式で県民総支出の推計実施を採用する方が各府県との比較等何かと便利である。</p> <p>「調整項目」として金融機関の帰属サービスを計上することとしているが、はなはだわかりにくい(九県推計実施)。三八年度から国民年金が開始されたが、掛金を控除する場合は、勤労所得、個人業主所得いずれから控除する必要がある。</p> <p>一部府県において「県外からの純所得」という項目を設けて、県関係を明瞭にしているところも生じている(大阪、和歌山、鹿児島)。</p> <p>個人所得にも関係するが「消費者負債利子」や「政府の負債利子」について推計する府県(富山、和歌山)も生じている。</p> <p>法人所得の内訳項目として法人税、個人配当、法人留保に分れて推計することとしているが、表章形式としてはこの区分は事業主義により推計している現在、形式として「個人配当」に個人所得の個人配当所得に見合わないため利用者にはかえってわかりにくい面もある。</p> <p>各府県とも国の成長率との関連において総合物価指数を用いて分配所得または生産所得を算定する機会が多くなっている。地域経済開発等の面から利用される機会が多くなっているので表章形式として取り入れる必要性が認められる。</p> <p>標準方式では発生主義を採用し、いずれも価値増値分を把握することとしているが、畜産については一部の府県が、林業</p>	<p>主要系列、補助系列の区分は意味ないので、いわゆる県民経済計算方式の採用と同時に廃止してはどうか。</p> <p>また、「産業別県民個人所得」の推計は利用面から必要かどうか。推計をおこなう場合、表章形式、推計方法等を新たにとり入れる必要がある。</p> <p>削除して各産業で調整することがよいと考えられる。</p> <p>国民所得の場合も同様の問題があるので、出来れば統一的に取り扱う必要が認められる。</p> <p>推計は極めて困難であるにしても、県際関係を明らかにする項目を設けることが必要ではないか。</p> <p>「消費者負債利子」などについては、標準方式では削除することとしているが、表章形式としてはこの際と取り入れることにしてはどうか。</p> <p>表章形式としては区分をとりやめ、付属表としてあらわすことにはどうか。</p> <p>分配所得(殆んど府県)または生産所得(熊本)いづれを算定することか、よいか検討する必要がある。各府県とも実質化を実施していることもあり、早急により推計方法を確立する必要がある。なお、県民経済計算がおこなわれるならばその実質化を図ることも考えられる。</p> <p>畜産については発生主義で把握することは可能であるが林業については事実上不可能である。したが</p>

(四) 水産業	(二) 個人所得	(イ) 社会保険料	(四) 個人所得	(イ) 個人業主所得	(四) 個人利子所得	(イ) 振替所得	(二) 個人消費支出 (イ) 個人貯蓄	(四) 分配所得 (イ) 法人所得	V 推計方法 (1) 生産所得 (イ) 間接事業税の取扱い
業についてはすべての府県が屠殺数量または伐採数量で生産額を把握して推計をおこなっているが、沿岸漁業については水揚地主義によって把握することになっているが、魚市場の大都市中心主義について、他県に水揚げする事例が多くなってきた。	国民年金の掛金を掲上する必要があるが、既に述べたようにに勤労所得または個人業主所得いずれから控除するか明記する必要はある。農業法人が設立される事例が多くなったが法人所得に含めるかどうか明記する必要がある。	貸付信託、公社債投資信託などの利子を含めることを明記する。政府の負債利子(赤字公債利子)のうち個人受取分については、振替所得に含める取扱いがなされているが、一政府の負債利子一なる項目を分配所得の一項目として取り入れるならば、この取扱いは廃止してはどうか。実際の各府県の推計は利子所得に含める事例もある。	赤字公債利子を含めているが、振替所得とみなすことは問題である。また国民年金や児童扶養手当制度が発足した後でこの取扱いをどうするか(学校給食費災害救助による給付等)を含めるかどうか(学校給食費災害救助による給付等)。	非営利団体消費を含めるかどうか。直接推計によりチェックをおこなうこととしているが、近時、貸付信託、投資信託のウェイトが高まり、見逃すことができないので、その取扱いも考慮する必要がある。	本店主義で把握することを建前としているが、事業所主義で把握する府県がほとんどであり、この方法によるべきと考える。	生産所得を算定する際、経費として控除する間接事業税の範囲についてははっきりしていないので、例えば製造業部門の生産所得算定の際、所得の中に固定資産税や事業税など経費	生産所得を算定する際、経費として控除する間接事業税の範囲についてははっきりしていないので、例えば製造業部門の生産所得算定の際、所得の中に固定資産税や事業税など経費	県民所得統計の発展と県民所得標準方式(後藤)	
って、この際林業のみについては、伐採数量で把握することに統一する方法はどうか。実質的に他県の船籍を有するものも水揚げ額が把握されるようになったので、この際水揚地主義を廃して属人主義によってはどうか。	農業法人として届けても、農地法の許可がないものについては農家経済調査の対象となっており、農務上でもこの取扱いがなされている(農林省)。税務上でもこの取扱いに準じた取扱いがなされているので、この取扱いをとることとしてはどうか。	これら信託の利子も無視できなかったらので推計に取り入れることとする。政府の負債利子のうち個人受取分については個人利子所得に含め、政府の負債利子として分配所得から控除する形をとる方が望ましい。	赤字公債利子は除き児童扶養手当、国民年金からの医療給付以外は原則として現金に限定する(国経調委、財政専門部会答申)。	現行では現金、預貯金、有価証券に分れているが、新たに信託、保険なる項目を設けてこの中に貸付信託、投資信託を含めるか、あるいは預貯金に貸付信託を含め、有価証券に投資信託を含めるか、いずれかの方法をとることが必要。	事業所主義で一応法人所得を算定し、県際関係は「県外からの純所得」の項で調整する方法が考えられる。	固定資産税や事業税等も経費として控除すること	固定資産税や事業税等も経費として控除すること	二二五 (五八一)	

- (甲) 卸売および小売業
- (イ) 運輸、通信およびその他の公益事業
- (ロ) 個人所得
- (ハ) 賃金俸給
- (ニ) 林業
- (ホ) 水産業
- (ヘ) 鉱業
- (コ) 建設業
- (カ) 製造業

となるべき税金部分が含まれている。食糧制度の改正により現行推計方法については若干改める必要がある。農業の生産物の範囲についても、もう少し具体的に記載する。所得率については、米作、養蚕、果樹、畜産等経営形態が異なるものについても、農家経済調査から求められた所得率を一本としてそのまま推計している。

「農業的サービスマネジメント」の範囲については区々である(農協、水利組合の人員費をとるなど)所得率算定の際の経費区分(例、造林費……伐採主義をとる場合)がはっきりしない。水揚地主義を廃止した場合、生産額の推計、所得率の算定などが問題になる。水産加工品の所得は、水産業一本の所得率で算出しているが、別個の所得率が必要ではないか。土石採取業の生産額算定の際の生産者価格については、最近輸送費込みで売買がおこなわれる事例もあるので、それらの取扱いをどうするか。対象外となる物件の把握をいかにするか。

「民営土木の工事額(宅地造成、土地埋立)が増加しているが、この把握法をいかにするか。生産額は出荷に転売品販売額を加えて求めることとしているが、在庫増減が加味されていない。所得率の算定の際、固定資産税、事業税等の税金も経費として控除するかどうかははっきりしてない。その他営業経費の算定は法人企業統計の様式が改正されたので直ちに比率がとれない。物的方法によることを原則としているが、ほとんどの府県が物的方法によっている。しかし、商業統計調査、商業動態統計等統計資料も漸次整備されてきたので、物的方法による算出も考慮してはどうか。ほとんどの県では人的方法によっているが、物的方法に切替えてはどうか。

地方毎勤対象産業の賃金俸給の算定には失業保険の規模別格差を用いて調整していたが、失業保険資料が集計されなく

中間生産物としておとすもの(例、飼肥料)についても明記する。出来れば、各経営形態による所得率の差を考慮した所得率を作成する。また、畜産の単価のとり方についても出来る限り、具体的に、範囲を出来るだけ明瞭にする。

林業の生産額の範囲の確定とそれに対応する所得率を明記する。水揚地主義を廃止した場合、生産額把握の現行推計方法を全面的に改訂する。別個の所得率を考慮する。

運送費が運送業に含まれているかどうか調査して、所得率の算定を明確にする必要がある。対象外となるものは一〇平方米未満のものであるが、対象となっていないものについても届出減れがあるので、それを一括して補正率を考慮する。

工業統計表から生産額として計上すべきものを明記する。固定資産税等の算出方法も記載する。

改正された法人企業統計から算出する方法を考慮する。商業統計調査によって把握する方法を考える。

(ロ) 個人業主所得	なり、調整されなくなった。県単位の個人商人工業経済調査を実施しているところでも、それから算出される業主所得は極めて不安定で利用出来ない。そこで、税務資料と国民所得資料から求めて推計している事例が多い。地家賃の算定には固定資産概要調査によって推計をおこなっているが、個人法人別消費費用の区分が出来ない。	三六年分から固定資産概要調査が改訂され、従来より以上に詳細に区分出来るので、新様式による改訂を考慮する。
(ハ) 個人賃貸料所得	坪当たり家賃の算定資料に乏しい。貸付信託、投資信託等の利子が入っていない。全国個人配当所得に株式分布状況調査による割合を乗じて求めているが、分布状況調査は五、〇〇〇万円以上の法人だけであるので直ちにその比率を用いるのはどうか。照会調査による分が多いが、政府の範囲がはっきりしていない。	出来るだけ政府の範囲(特に地方政府について)を明記することとする。
(ニ) 個人配当所得	家計調査のおこなわれていない府県もあり、また都市、郡部の格差等十分な調整が出来ない面が多い。	世帯区分を家計調査(消費実態調査)対象世帯、農家経済対象世帯、両調査対象外世帯に分けるが、非農家については消費実態調査をベースとして家計調査の傾向を延長するか、世帯消費として把握するか人口消費とするか等々実態に即し各県共通に推計し得る方法を目下検討中である。
(イ) 個人消費支出	遊学資金のみについて推計する事例が多いが、この項目以外の純送金についてはいかにして推計するか。貸付信託、投資信託による貯蓄推計がおこなわれていない。個人業主のうちサービス業等の投資が洩れることになるが、本店主義によっているが、事業主義によるべきである。	別途考慮することとする。
(イ) 個人貯蓄	遊学資金のみについて推計する事例が多いが、この項目以外の純送金についてはいかにして推計するか。貸付信託、投資信託による貯蓄推計がおこなわれていない。個人業主のうちサービス業等の投資が洩れることになるが、本店主義によっているが、事業主義によるべきである。	別途考慮することとする。
(イ) 個人貯蓄	遊学資金のみについて推計する事例が多いが、この項目以外の純送金についてはいかにして推計するか。貸付信託、投資信託による貯蓄推計がおこなわれていない。個人業主のうちサービス業等の投資が洩れることになるが、本店主義によっているが、事業主義によるべきである。	別途考慮することとする。
(イ) 個人貯蓄	遊学資金のみについて推計する事例が多いが、この項目以外の純送金についてはいかにして推計するか。貸付信託、投資信託による貯蓄推計がおこなわれていない。個人業主のうちサービス業等の投資が洩れることになるが、本店主義によっているが、事業主義によるべきである。	別途考慮することとする。
(イ) 個人貯蓄	遊学資金のみについて推計する事例が多いが、この項目以外の純送金についてはいかにして推計するか。貸付信託、投資信託による貯蓄推計がおこなわれていない。個人業主のうちサービス業等の投資が洩れることになるが、本店主義によっているが、事業主義によるべきである。	別途考慮することとする。
(イ) 個人貯蓄	遊学資金のみについて推計する事例が多いが、この項目以外の純送金についてはいかにして推計するか。貸付信託、投資信託による貯蓄推計がおこなわれていない。個人業主のうちサービス業等の投資が洩れることになるが、本店主義によっているが、事業主義によるべきである。	別途考慮することとする。
(イ) 個人貯蓄	遊学資金のみについて推計する事例が多いが、この項目以外の純送金についてはいかにして推計するか。貸付信託、投資信託による貯蓄推計がおこなわれていない。個人業主のうちサービス業等の投資が洩れることになるが、本店主義によっているが、事業主義によるべきである。	別途考慮することとする。
(イ) 個人貯蓄	遊学資金のみについて推計する事例が多いが、この項目以外の純送金についてはいかにして推計するか。貸付信託、投資信託による貯蓄推計がおこなわれていない。個人業主のうちサービス業等の投資が洩れることになるが、本店主義によっているが、事業主義によるべきである。	別途考慮することとする。
(イ) 個人貯蓄	遊学資金のみについて推計する事例が多いが、この項目以外の純送金についてはいかにして推計するか。貸付信託、投資信託による貯蓄推計がおこなわれていない。個人業主のうちサービス業等の投資が洩れることになるが、本店主義によっているが、事業主義によるべきである。	別途考慮することとする。
(イ) 個人貯蓄	遊学資金のみについて推計する事例が多いが、この項目以外の純送金についてはいかにして推計するか。貸付信託、投資信託による貯蓄推計がおこなわれていない。個人業主のうちサービス業等の投資が洩れることになるが、本店主義によっているが、事業主義によるべきである。	別途考慮することとする。
(イ) 個人貯蓄	遊学資金のみについて推計する事例が多いが、この項目以外の純送金についてはいかにして推計するか。貸付信託、投資信託による貯蓄推計がおこなわれていない。個人業主のうちサービス業等の投資が洩れることになるが、本店主義によっているが、事業主義によるべきである。	別途考慮することとする。
(イ) 個人貯蓄	遊学資金のみについて推計する事例が多いが、この項目以外の純送金についてはいかにして推計するか。貸付信託、投資信託による貯蓄推計がおこなわれていない。個人業主のうちサービス業等の投資が洩れることになるが、本店主義によっているが、事業主義によるべきである。	別途考慮することとする。
(イ) 個人貯蓄	遊学資金のみについて推計する事例が多いが、この項目以外の純送金についてはいかにして推計するか。貸付信託、投資信託による貯蓄推計がおこなわれていない。個人業主のうちサービス業等の投資が洩れることになるが、本店主義によっているが、事業主義によるべきである。	別途考慮することとする。
(イ) 個人貯蓄	遊学資金のみについて推計する事例が多いが、この項目以外の純送金についてはいかにして推計するか。貸付信託、投資信託による貯蓄推計がおこなわれていない。個人業主のうちサービス業等の投資が洩れることになるが、本店主義によっているが、事業主義によるべきである。	別途考慮することとする。

注 この別掲資料は経済企画庁経済研究所国民所得部編「国民所得統計」至誠堂 昭和三十七年刊により引用。

県民所得統計の発展と県民所得標準方式(後藤)